

# 後期陽明学派と明の政治についての研究

焦 堃

研究趣旨の説明

第一節 不遇な陽明学派第二世代

第二節 徐階の登場と巔嵩時代

第三節 陽明学の全盛期

第四節 万暦以後の情勢——党争を背景に

結論

## 研究趣旨の説明

本文は、京都大学アジア研究教育ユニット平成25年度「次世代研究プロジェクト」の研究成果の一つである。本文において筆者が主に取り上げるのは、中国・明代の中期から後期にかけて活躍した「陽明学派」という儒教思想団体、とりわけその開祖である王陽明が死去した後の後期陽明学派と、明代の政治との関わりの問題である。

王陽明によって提唱され、陽明学派が奉じていた陽明学は、明代を代表する思想の一つとして、また中国のいわゆる「新儒教」の一つの重要な流れとして、これまで多くの研究者に注目され、研究されてきた。しかし、これまでの研究の多くは、いわゆる「思想史」の枠内でなされたものであり、思想の内容と構造自体に着目するものである。王陽明とその弟子たちの政治的地位を勘案した上で、彼らの思想とその政治活動との関連性を重点的に考察する研究は、比較的到手薄な状態にある。

とはいえ、王陽明の思想活動の背景をなす明の政治状況と、王陽明個人の政界での遭遇に関しては、すでにプリンスと大学名誉教授・余英時氏の優れた研究がある。氏の著書『宋明理学と政治文化』<sup>1</sup>の第六章「明代理学と政治文化発微」は、陽明学と明の政治の関係という研究領域における先駆的な作品であり、陽明学の政治性について分析・立証したのみならず、このテーマを取り扱う際の研究手法も提示している。具体的な結論において異見を抱いているものの、筆者もかつて余氏の研究を手本として「陽明派士人と嘉靖初年の政治——陽明学派の政治倫理について」<sup>2</sup>と題されている論文を作成し、公表している。

のみならず、近年、陽明学に関する研究の中で、陽明学者の事跡に関する考察もかなり行われ、これによって我々は一部の陽明学者の政治活動をより詳しく知ることができた。しかし全体としては、これらの研究は個々の陽明学者について断片的に行われており、整合されてもなければ政治と思想との関係に主眼を置くものでもない。もう一つの問題は、筆者が公表した論文を含め、これまでの研究は王陽明を始めとする前期の陽明学者を取り上げるものが多く、王陽明が死去した嘉靖七年から、万暦三十年代までの時期については、王陽明の存命中より関心が薄い。陽明学

と政治との関係というテーマに至っては嘉靖七年以後の後期陽明学派についての研究はほとんどなく、わずかに鄧志峰氏の『王学与晚明的師道復興運動』<sup>3</sup>があるぐらいである。

よって本文は、数少ない先行研究を踏まえた上で、特に王陽明が死去した後の陽明学派に焦点を当て、これらの陽明学者の政治理念と政治活動を説明した上で、明の政治史において陽明学の存在意義と、それが果たした役割について分析を試みたいと考えている。本文の努力によって、なお十分に開拓されていないこの研究領域において何らかの貢献ができれば幸いである。

## 第一節 不遇な陽明学派第二世代

嘉靖の初年、世宗の即位に伴って起こった「大礼の議」という政治事件を機に、陽明学派は中央政治の舞台でデビューを果たした。いわゆる「大礼」問題で勃発した世宗と内閣首輔・楊廷和を始めとする官僚たちの対立で、王陽明の数人の弟子は張璁などとともに世宗を支持し、一気に政権の中枢部に入り込み、国政の運営に関わりうる立場に立った。その後、彼らは王陽明が提唱した理念に沿って政権運営を進めようとしたが、結局はうまく行かなかった。

王陽明とその弟子たちの一団が「大礼の議」という政治闘争に身を投じ、世宗を支持する立場を取った最大の理由は、何といたっても長きにわたって進行してきた内閣の勢力拡張とそれによる朝政壟断への反発にあった。「大礼の議」でほとんどの大臣たちを傘下に収めて世宗と対抗した首輔の楊廷和は、このような内閣政治の代表である。一方で王陽明の弟子たちを含む世宗支持派は、いわゆる内閣 - 翰林院体制から締め出されていた中・下層の官僚がその主力であった。ここで注目しなければならないのは、王陽明も弟子たちと同じ境遇に置かれていたことである。彼は紛れもなく、楊廷和の前任・李東陽が率いる多くの文学の士からなる朝廷一番の出世集団からのはぐれ者であった。流放生活から中央政治に復帰した後、彼は楊一清・王瓊などに引き立てられながら、内閣政治の腐敗と無能ぶりを冷静に観察し、しかも自分自身が内閣に散々苦しめられてきた。

それゆえ、自分の弟子を含む世宗支持派が楊廷和たちを打ち負かし、政権を掌握するに至ると、王陽明はその政治運営に極めて大きな関心を示し、そして自らの理念をもってそれを積極的に導こうとしたのである。しかし王陽明とその弟子たちの努力は、総じて失敗に終わった。

政権を手にした張璁たち世宗支持派にとっては、新しい政治秩序の建設が何よりも急務であった。彼らはともに内閣への権力集中を批判してきたのであり、当然それにとって代わる新たな体制を作り上げる義務があったからである。それで王陽明は内閣の役割を公正な人才選任に限った、比較的に分権的な体制を理想とし、世宗支持派の主なメンバーにそれを力説したのである。そして新体制の確立は、なお一層の緊急性を伴っていた。それは、「大礼の議」が始まって以来の官僚間の対立が、決して世宗支持派の政権掌握によって消えることはなかったからである。思うに

内閣の権力拡張がすでに長期間に及んで続いてきた以上、朝廷の政治を支配下に置いていた内閣が様々な問題を抱えていたとはいえ、一方で官僚たちの人心の向くところともなっており、その擁護者は少なからずいた。事実上、後世まで楊廷和たちに同情する声が絶えず、『明史』もこのような立場で書かれている。楊廷和らが去った後も、朝廷に残っている大勢の彼らの支持者にとって、張璉たちは貫禄がないどころか、天子に迎合して出世を図る陰険な小人、いわゆる「公論」に抗して正人君子を弾圧する敵とすら見なされたのである。このような支配集団内部での深刻な分裂を收拾することは、張璉らにとっては一刻たりとも遅らせることのできない事柄のはずであった。それゆえ王陽明は自らの「良知」説に基づき、政権を握った世宗支持派に個人の好悪に左右されずに、努めて公正な人事を行うよう説いたのである。

王陽明は流放先の龍場での思想転向を経、その政治姿勢に大きな変化が生じた。その当時、彼が著した『五経臆説』にある

君子雖已知其可遯之時、然勢尚可爲、則又未忍決然舍去而必於遯、且欲與時消息、盡力匡扶、以行其道。則雖當遯之時、而亦有可享之道也。雖有可享之道、然終從陰長之時、小人之朋日漸以盛。苟一裁之以正、則小人將無所容而大肆其惡、是將以救敵、而反速之亂矣。故君子又當委曲周旋、修敗補罅、積小防微、以陰扶正道、使不至於速亂<sup>4</sup>。

君子は已に其の遯るべきの時を知ると雖も、然るに勢として尚お爲すべくんば、則ち又た未だ決然として舍去して遯に必なるを忍ばず、且つ時と消息し、盡力して匡扶し、以て其の道を行わんと欲す。則ち當さに遯るべきの時なりと雖も、亦た享るべきの道有るなり。享るべきの道有りと雖も、然るに終に陰の長ずるの時に従い、小人の朋は日に漸く以て盛んなり。苟も一に之を裁くに正を以てすれば、則ち小人は將に容れらるる所無くして大いに其の惡を肆にせん。是れ將に以て敵を救わんとして、反て之に亂を速くなり。故に君子も又た當に委曲周旋し、敗を修めて罅を補い、小を積みて微を防ぎ、以て陰かに正道を扶け、亂を速くに至らしめざるべし。

云々は、つまりこのような姿勢の変化を表している。王陽明は流放生活を終えてから隠居することなく政界に復帰したが、しかし彼はそのまま流放以前の状態に戻ったわけではない。龍場に流されるまでは、翰林院に入れなかったものの、一文学の士として李東陽の門を遊ぶことで、なお内閣の傘下にいた。しかし復帰してから、彼は内閣と縁を切り、中央政治のもっとも目立つところから離れた。そして地方での軍事的・政治的活動によって、「陰か」に明王朝を「扶」けたのである。そして「大礼の議」を経てすでに明の政治を悪化させる要因となっていた内閣が打倒され、ついに「道」が「亨」る機運が来た。黄綰への手紙で王陽明が

君子道長、則小人道消。疾病既除、則元氣亦當自復<sup>5</sup>。

君子の道長ずれば、則ち小人の道消ゆ。疾病既に除かれれば、則ち元氣も亦た當に自ら復すべし。

と述べたのは、このような心境を表している。しかし、理想の状況がなお現実と化しておらず、情勢が依然として不明瞭であったため、王陽明もまたその小心翼翼とした「委曲周旋」する姿勢を改めず、弟子たちを

但欲除疾病而攻治太厲、則亦足以耗其元氣。藥石之施、亦不可不以漸也<sup>6</sup>。

但だ疾病を除かんと欲して攻治すること太だ厲しければ、則ち亦た以て其の元氣を耗するに足る。藥石の施も、亦た以て漸くならざるべからざるなり。

と諫めたのである。これ以上対立を深めずに、従来の内閣政治の影響を徐々に排除していかなければならないというのである。これらの言論は、王陽明が理想としていた政治体制を反映していると同時に、龍場以来の王陽明の政治姿勢をも受け継いでいる。

ところで実際に張璉、そして桂萼は結局、王陽明の提示した方向へ進むことができなかった。それは彼らが一旦権力を手にすると、それを握り続けることに執着し、敵を許すことができなかっただけでなく、もとの仲間であっても意見が違えば排除しようとしたからである。従来のように大勢の官僚たちの支持を得ていないにもかかわらず、従来通りの、ないしそれ以上の内閣の権威を保とうとしたのである。それでますます天子の力と少数の陰險な側近に頼って強引に意見を押し通すしかなかった。結局、張璉政権は終始、官僚集団の中で正統性を得ることができず、恐怖政治に近い形で政権運営を続けていた。張璉本人も、最後は夏言に天子の寵愛を奪われ、四面楚歌の中で朝廷を去った。

張璉政権の崩壊はもちろん、政界デビューを果たしたばかりの陽明学派にとっては大きな挫折であった。しかも政権崩壊前に王陽明も世を去っており、学派は最高指導者をも失っていた。しかし陽明学派には、これらの挫折を乗り越えるくらいの旺盛な生命力があった。王陽明の死から、暫くは不遇が続いたものの、嘉靖の後期、特に徐階が内閣の首輔となってから、再び政治の中央舞台に復帰し、全盛期を現出させた。その後も、明の政治状況の進展の様々な文脈と絡みながら命脈を保ち、万暦三十年代まで影響力を発揮していた。本文ではこのような王陽明の死後における陽明学派の政治活動を考察していく。

王陽明は嘉靖七年十一月に亡くなった。その後、陽明学派の組織が各地で拡大していったが、中央政治の場においては、学派に対する逆風が暫く吹き続けたのである。この時期はちょうど、陽明学の第二世代、つまり王陽明の晩年に生員の身分で入門した人々が会試で合格し、中央政界で頭角を現し始めた時期に当たる。このため、この陽明学第二世代は、総じていえば政界において非常に不遇な世代である。

陽明学派の不遇は、王陽明の死からすぐに始まった。王陽明が死去してから僅か三ヶ月後、嘉靖八年の二月に王陽明に対する厳しい処分が朝廷から下った。吏部の処分案に世宗の意も加わり、王陽明の爵位は一代限りとされ、死後に受けるべき様々な待遇を剥奪されただけではなく、さらにその学説も禁じられた<sup>7</sup>。

この出来事は、生前の王陽明と桂萼との確執に起因している。王陽明は世宗支持派の推薦で広西での反乱平定を任され、任務を完遂したが、その後桂萼は手柄を立てるために王陽明にベトナム出兵を促し、拒否されると口実を設けて王陽明を攻撃したと、『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」は記している<sup>8</sup>。一方で『嘉靖以来首輔伝』は、桂萼の上奏文を代筆していた魏校という人物が王陽明と名を争っていたため、桂萼が王陽明にこのような仕打ちを加えたと記している<sup>9</sup>。この魏校も道学者であり、王陽明との間にかつて思想上の対立があった<sup>10</sup>。王陽明が死去すると、桂萼は彼が勝手に役職を離れたことを理由に弾劾文を提出し<sup>11</sup>、前述したように翌年の二月に王陽明への処分が決まった。この際の吏部の処分案は、入閣したばかりでなお吏部尚書を兼任していた桂萼の意見である。

一連の弾劾や処分に当然、方獻夫や黄綰などは反発したが、しかし一向に受け入れられることはなかった<sup>12</sup>。しかも世宗自らが乗り出し吏部の案よりも重い処分を下したのである。これらの事実は、王陽明の処分をめぐる、さらに複雑な背景があったことを示している。王陽明は天子・世宗からも睨まれていたのである。『明史』の「王守仁伝」に

始、帝以蘇・受之撫、遣行人奉璽書獎諭。及奏斷藤峽捷、則以手詔問閣臣楊一清等、謂守仁自誇大、且及其生平學術。

始めに、帝蘇・受の撫を以て、行人を遣わして璽書を奉じて獎諭せしむ。斷藤峽の捷を奏するに及ぶや、則ち手詔を以て閣臣の楊一清らに問い、守仁自ら誇大すと謂い、且つ其の生平學術に及ぶ。

とあるように、王陽明が初めて広西で成果を挙げた際には世宗はなお彼を奨励していたが、斷藤峽での勝利を報告するに及ぶと、世宗は態度を一変させて王陽明に批判的となった。『明世宗実録』巻九十四、嘉靖七年閏十月戊子条はこのことについて

新建伯王守仁以討平斷藤峽諸寨捷聞、因自言用計招撫思田叛目盧蘇・王受等、以夷攻夷、故所向克捷。而我軍僅湖廣掣還之兵八千人、深入三百餘里、俘斬三千餘賊、永除百餘年來兩廣腹心之患。蓋勞費不及大征十一、而成功倍之。此皆由我皇上乾綱內斷、任人不疑、而廊廟諸臣咸能推誠舉任、公心協贊、故已得以展布四體、共成此功。宜先行廟堂協贊舉任之賞、次錄諸臣禦侮折衝之勞。兵部覆奏。上曰、此捷音近於誇詐、有失信義。恩威倒置、恐傷大體。

新建伯王守仁斷藤峽の諸寨を討平するの捷を以て聞し、因りて自ら言う「計を用いて思田の叛目盧蘇・王受らを招撫し、夷を以て夷を攻め、故に向う所克捷す。而して我が軍は僅かに湖廣より掣還せるの兵八千人、深入すること三百餘里、三千餘賊を俘斬し、百餘年來兩廣腹心の患を永除せり。蓋し勞費は大征の十一に及ばずして、成功は之に倍す。此れは皆な我が皇上乾綱の内斷し、人を任じて疑わず、廊廟諸臣咸な能く推誠して舉任し、公心にして協贊するに由り、故に己は以て四體を展布するを得、共に此の功を成す。宜しく先ず廟堂の協贊

擧任の賞を行い、次に諸臣の禦侮折衝の勞を録すべし、と。兵部覆奏す。上曰く、此の捷音は誇詐に近く、信義を失う有り。恩威を倒置し、恐く大體を傷つけん」と。

と記している。王陽明は広西で華々しい軍功を挙げた。それをありのまま報告し、そして天子及び「廊廟の諸臣」に功を帰したが、しかし世宗からすれば、王陽明が自分自身の手柄を目立たせているように見えたのである。「威な能く推誠して擧任し、公心にして協贊」する云々は、まるで朝廷の上下が王陽明の下働きとなっていたかのように世宗の目に映ったのであろう。これが世宗には大いに不快であった。さらに、王陽明の「學術」も問題視された。結局この時点では処分は下らなかつたが、前述したように桂萼の弾劾に接すると世宗はすぐさまに処分の検討を命じ、そして自ら重い処分を下した。

この際に桂萼は、王陽明処分の理由をその学説とした。つまり朱子学の精神に反した言論を発していたというのが、王陽明の公式な罪状であった。しかもその際に

知衆論之不與、則著朱熹晚年定論之書、號召門徒、互相唱和。…其門人爲之辯謗、至謂杖之不死、投之江不死、以上瀆天聽、幾於無忌憚矣<sup>13</sup>。

衆論の與せざるを知れば、則ち朱熹晚年定論の書を著し、門徒を號召し、互相に唱和す。…其の門人之が爲に謗を辯ずるに、之を杖するも死なず、之を江に投げるも死なずと謂うに至り、以て上に天聽を瀆し、忌憚無きに幾し。

と、学派の結成を槍玉に挙げていた。当然これは、陽明学派への世宗の強い猜疑を招いたのである。処分の内容に陽明学への禁制が含まれたのはもちろんのこと、このことは恐らくその後陽明学派の官僚たちの悲運を招いた大きな要因ともなったのであろう。

王陽明が世宗の恨みを買ったことの原因について、なお一説がある。それは葉権の『賢博編』という書物にある、

先師柴後愚公、陽明先生弟子也。…又言、武宗大漸、先生密疏、預言世及之事、疏寢不報。嘉靖初、桂大學士與先生有隙、微發其奏。幸先生卒、止削爵、不爾、且有奇禍。

先師柴後愚公は、陽明先生の弟子なり。…又た言う、武宗大漸すれば、先生密疏し、世及の事を預言し、疏寢めて報ぜず。嘉靖の初め、桂大學士先生と隙有り、微かに其の奏を發す。

幸いにして先生卒すれば、止だ爵を削るのみ。爾からざれば、且つ奇禍有らん、と。

という記載である。武宗の病気が重篤となっていた際に、王陽明が上疏して後継者を推薦したというのである。この推薦された後継者はもちろん世宗ではなかつた。桂萼がこの上疏を拾い出して世宗に見せたため、世宗は王陽明をひどく恨んだという。類似した記載はほかに見られないため、この説の信憑性は俄かに断定できないが、いずれにせよ王陽明に加えられた弾圧は、世宗の性格をよく表わしている。

王陽明たちはかつて「堯舜」をもって世宗に期待したが、これは大いに的外れであった。「大札の議」で世宗の勝利に貢献してから数年も経たない内に、世宗はすでにこの期待を見事に裏切った。嘉靖一朝を通じて世宗は、地位と権威の保持にヒステリックなほどであり、その敏感さと頑迷さは張璁などよりも数段上であった。『万曆野獲編』が

世宗所任用者、皆銳意功名之士。而高自標榜、互樹聲援者、即疑其人主爭衡<sup>14</sup>。

世宗の任用する所の者は、皆な功名に鋭意するの士なり。しかして高く自ら標榜し、互いに聲援を樹つる者は、即ち其れ人主と争衡するを疑う。

と記しているのは、臣下たちが横に繋がって人望を集めることを絶対に容認しないという世宗の姿勢をよく道破している。王陽明とその学派の人々は、まさにこのことで世宗の勘気に触れ、邪険にされたのであり、異端思想云々とはただの口実に過ぎなかった。

この事件から、陽明学派の政治的命運は暗雲立ち込めるものとなった。まずは方獻夫、黄綰など、世宗支持派の主力たちが、世宗と張璁らの専制者コンビと付き合いがなくなり、

『明史』卷一百九十六、「方獻夫伝」に

霍韜・黄宗明言事一不當、輒下之吏。獻夫見帝恩威不測、居職二歲、三疏引疾。

霍韜・黄宗明は事を言うに一たび當たらざれば、輒ち之を吏に下す。獻夫は帝の恩威の測らざるを見、職に居ること二歳にして、三たび疏して引疾す。

とあるように、霍韜と黄宗明はひとたび世宗の意に背けばすぐさま獄に下されるほどであり、かくも喜怒の定かならぬ天子に閣臣の方獻夫は恐れをなして辞職願いを連発し、ついに嘉靖十三年の四月に致仕した。黄綰は嘉靖十二年の大同事件をきっかけに、方獻夫らとともに張璁の攻撃を受けた。またその直後に、張璁の爪牙だった汪鋐にも言いがかりを付けられて弾劾された<sup>15</sup>。この時の口実は、南京礼部の郎中だった鄒守益が病気を理由に帰郷を申し出た件を当時左侍郎として南京礼部の最高責任者だった黄綰がきちんと審査せず、鄒守益が勝手に離任するのを黙認した、ということである。王陽明の弟子である鄒守益は「大札の議」で世宗に楯突いて左遷され、復活して南京に赴任していた。この際に同じく王陽明の弟子、南京礼部の郎中だった季本も、鄒守益を庇ったことで黄綰とともに左遷の処分を受けた<sup>16</sup>。後述するように、これらの陽明学で繋がっていた人々は意図的に狙われたのである。

この陽明学派への風当たりが強まってきた時期は、前述したように陽明学第二世代を主力とした若手の陽明学者が続々と官界進出を果たし、中央政界での陽明学派の勢力が拡大していた時期でもある。『年譜』嘉靖十一年正月条に以下の記載がある。

正月、門人方獻夫合同志會於京師。自師沒、桂萼在朝、學禁方嚴。薛侃等既遭罪譴、京師諱言學。至是年、編修歐陽德・程文德・楊名在翰林、侍郎黄宗明在兵部、戚賢・魏良弼・沈誥等在科、與大學士方獻夫俱主會。於時黄綰以進表入、洪・畿以趨廷對入、與林春・林大欽・徐樾・朱衡・王惟賢・傅頤等四十餘人始定日會之期、聚於慶壽山房。

正月、門人方獻夫同志を合して京師に會す。師没してより、桂萼朝に在り、學禁方に嚴なり。薛侃ら既に罪讞に遭えば、京師學を言うを諱む。是の年に至り、編修歐陽徳・程文徳・楊名は翰林に在り、侍郎黄宗明は兵部に在り、戚賢・魏良弼・沈謐等は科に在り、大學土方獻夫と俱に會を主る。時に黄綰は表を進むるを以て入り、洪・畿は廷對に趨くを以て入り、林春・林大欽・徐樾・朱衡・王惟賢・傅頤ら四十餘人と始めて日會の期を定め、慶壽山房に聚まる。

これは嘉靖十一年の正月に、北京にいた陽明学派のメンバーがほぼ全員集まって開いた会合の記録である。参加者の筆頭格は大学士となって入閣していた方獻夫であり<sup>17</sup>、その総数は四十餘りに及んでいた。その前の年の八月に桂萼が死去したため、朝廷の陽明学への高圧的な姿勢が多少緩んだのであろう。そしてこの年には、多くの若手の陽明学者たちが会試のため上京していたのである。会合の参加者には、方獻夫・黄綰・黄宗明のほか、翰林院の官僚であった歐陽徳・程文徳・楊名、言官の戚賢・魏良弼・沈謐が含まれている。歐陽徳・魏良弼は嘉靖二年の進士であり、戚賢は嘉靖五年の進士であり、程文徳・楊名・沈謐は嘉靖八年の進士である。彼らは陽明学第二世代に当たり、楊名を除いてすべて王陽明の直弟子である<sup>18</sup>。さらにこの嘉靖十一年に王陽明晩年の高弟錢徳洪・王畿を始めとする多くの陽明学第二世代、ないし第三世代の者たちが進士となった<sup>19</sup>。さらに、以上の引用文に名前が出ていないがこの時期に中央の官僚となっていた陽明学者としては、嘉靖八年の状元・羅洪先<sup>20</sup>などがいる。閣臣から侍郎、翰林、言官、さらに新人の進士までを含むこの顔ぶれは実に豪華なものであるが、しかしこの陽明学者の一团が擁する希望の星の多くは、やがて様々な事件を起こした末、無念にも墜落したのである。

嘉靖十年に王陽明の弟子・薛侃が張璫側の陰謀に巻き込まれて失脚した。宗室から一人を選んで「守城王」として北京に常駐させようという上奏は、幼い太子をなくしたばかりの世宗からは宗室と結託した行為に見え、当然世宗の激怒を招いたのである。そして張璫は薛侃の上疏提出前にその内容を世宗に報告した際に、歐陽徳もこの上疏を見ており、しかも提出に賛成したともいった<sup>21</sup>。この事件で薛侃が官籍を剥奪されてから、「京師は學を言うを諱む」ようになったと、前に引用した『年譜』の記述は述べている。このような空気が漂っていたにもかかわらず、若手の陽明学派の官僚たちはその後、独裁者の本性をあらわにした張璫そして世宗に敢えて挑み続けた。嘉靖十一年の八月に、魏良弼が彗星が東方に現れたのを理由に張璫を弾劾し、同僚の助力を得て後者を一時失脚に追い込んだ。暫く経って汪鋐をも弾劾した。張璫が復活した後、魏良弼はついに二人に報復され、官籍を剥奪されたのである<sup>22</sup>。同じく嘉靖十一年の十月にまた彗星が現れ、これをきっかけに楊名が上疏して世宗のわがままぶりを批判し、その後にもまた上疏して汪鋐などを弾劾し、「大礼の議」で罪を得た者たちの再起用を求め、そして世宗が道教に熱中して道士を信用していたことを批判した。これで楊名は詔獄に下された。汪鋐が反撃して同郷であることを理由に楊名を楊廷和の一党とすると、世宗は首謀者を探し出すために楊名を拷問にかけた。



結局楊名は首謀者こそ白状しなかったが、上疏をかつて程文徳に見せたと認めた。これで程文徳も詔獄に下された。さらに黄宗明、そして同じく王陽明の弟子である黄直が楊名を救おうとしてともに詔獄に下された<sup>23</sup>。楊名は衛所に流放され、帰郷を許された後は再び起用されることがなかった。黄直も衛所に流放され、黄宗明・程文徳は地方に左遷された。これらの事件を含む衝突が原因で、陽明学派の官僚たちは張璫・汪鋐らに明確に狙われるようになった。嘉靖十三年に、前述した黄綰・鄒守益そして季本が攻撃を仕掛けられると、歐陽徳はその弟への手紙において、いままでの陽明学派と張璫側との衝突を顧み、そして官職を捨てて帰郷する意思を伝えた<sup>24</sup>。当時の中央政界での雰囲気陰悪さが、この手紙から窺える。

嘉靖十四年に張璫はついに政界から姿を消し、夏言が世宗にもっとも信用される大臣となった。張璫の引退から暫く経つと夏言が入閣し、嘉靖十八年から首輔となった。もともと夏言は張璫の対抗馬として台頭してきた人物であり、官僚たちの間では頗る人気があった<sup>25</sup>が、それでも陽明学派から輦轡を買わずにはいられなかった。今回首輔への批判を展開したのが戚賢である。この戚賢は嘉靖十四年に、張璫と汪鋐を弾劾して二人を政界から追い出すのに一役買った人物でもある<sup>26</sup>。そして会試の年に当たる嘉靖二十年に、世宗は皇太子が成長したのを祝うためこの年の進士から庶吉士を選ぼうとした。その人選を任された夏言がこの機会を利用し、またもや従来のやり方で個人勢力の拡大を図ろうとしたところ、当時刑科の都給事中だった戚賢に厳しく糾弾され、結局世宗は戚賢の請求に従い、科挙の成績ではなく「人望」によって庶吉士の人選を確定した<sup>27</sup>。夏言が首輔となってから初めての会試・殿試であるだけに、彼への打撃も相当のものであったろう。やがて太廟に火災が発生したのを機に、戚賢は世宗の信用を得ていた武定侯郭勛などを弾劾し、そして多くの官僚を推薦した。その中には、王畿・程文徳・徐樾・馬明衡・魏良弼・王臣などの陽明学者が含まれている。程文徳・魏良弼らは前述したように嘗て世宗の怒りを買った人物である。そして王畿はこの前、彼を太子の属官に抜擢しようとした夏言の意向を拒否し、その恨みを買った<sup>28</sup>。戚賢の推薦を好機として、夏言が処理意見を作成する際に「偽学の小人、党同して妄りに薦す」と述べると、果たして世宗の敏感な神経に触れ、戚賢は地方に左遷させられた上、推薦された者たち全員に奪俸の処分が下された。戚賢はやがて自ら致仕を願い出て帰郷した<sup>29</sup>。王畿も翌年に夏言の意向を受けた吏部から免職の処分を受けた<sup>30</sup>。その後、王畿は官界に復帰することなく、亡くなるまでの四十年余りの間に各地を回り続けて陽明学を講論し、講学の一大巨頭となった。

夏言に恨まれる者のほか、世宗から直接怒りを買う人物もいた。嘉靖十九年に太子の属官だった羅洪先・唐順之そして趙時春ら三人は世宗に対し、来年の春に皇太子に大臣たちの謁見を受けさせるよう上請した。当時世宗は病気がちで、この要請は自分の死を現実視しているとして激怒し、三人の官籍を剥奪した<sup>31</sup>。唐順之は羅洪先と同じく嘉靖八年の進士である。文士として名高いほか、陽明学者でもあり、王畿から陽明学を学んだという<sup>32</sup>。また、戚賢が郭勛を弾劾してか

ら暫くして郭勛は一時的に世宗の歡心を失い、詔獄に下された。当時刑部の郎中だった錢徳洪が案件の審理に当たり、郭勛を死刑に処そうとしたが、かえって気が変わって郭勛を庇おうとした世宗によって詔獄に下され、やがて官籍を剥奪された<sup>33</sup>。錢徳洪は帰郷してから王畿と同じく、各地での講学に余生を費やした。

嘉靖二十年頃までは、総じて陽明学派の政界での不遇は続いていた。この時期の陽明学派の主力である陽明学第二世代は、嘉靖の始めのように高位を占めることなく、次々に重い打撃を被った。彼らは理想主義の気質が色濃く、険悪な政治環境の中でも依然として官僚集団に理想の秩序をもたらすことができないどころか、ますます恣意的となって独裁に走る首輔、そして天子に敢えて挑み続けた。特に戚賢の夏言に対する弾劾から、嘉靖初年に王陽明が掲げた理念を彼らがなお受け継いでいたことが明確に見て取れる。しかしそれゆえに彼らは非常に高い代償を払わざるを得なかった。朝廷の陽明学に対する高圧的な姿勢は一向に解けず<sup>34</sup>、陽明学派は中央政界で全滅する危険にさらされていたのである。しかし、やがて情勢が変わり、陽明学派は大きな転機を迎えたのである。

## 第二節 徐階の登場と巖嵩時代

嘉靖三十二年から、北京では盛大な陽明学の講会が開かれるようになった。

及在政府、爲講會於靈濟宮、使南野・雙江・松溪程文德分主之、學徒雲集至千人。其時癸丑・甲寅、爲自來未有之盛。

政府に在るに及び、講會を靈濟宮に爲し、南野・雙江・松溪程文德をして之を分主せしめ、學徒雲集すること千人に至りし。其の時は癸丑・甲寅、自來未だ有らざるの盛なり。

これは『明儒学案』巻二十七、「南中王門学案三・文貞徐存齋先生階」の記述であるが、『明史』巻二百八十三、「儒林二・歐陽徳伝」によれば、この靈濟宮という道教の寺院で開かれた大会は、参加者が五千人にも及んだという。講会を主催したのは当時の閣臣・徐階、講義の担当者には時の礼部尚書・歐陽徳と兵部尚書・聶豹などがいた。関係者の官位の高さといい参加者の人数といい、確かに『明儒学案』がいうように、陽明学の講会としては空前のものであり、正にこの事件が陽明学派の華やかな全盛時代の到来を告げたのである。

これより五年前の嘉靖二十七年に、夏言が棄市されるという悲惨な死を遂げ、代わりに巖嵩が首輔となった。嘉靖三十年に徐階が入閣を果たし、以来、陽明学は政界で着々と地歩を固めていった。

よってこの陽明学派の大復興を語るには、当然、その張本人である徐階がキーパーソンとなる。そしてその個人的経歴から見て取れるのは、一陽明学者として取り得た行動だけでなく、陽明学派の復興をもたらした様々な政治環境の変化なのである。

本論が徐階について論じるに当たり、もっとも参考としたのは中純夫氏の論文「徐階研究<sup>35</sup>」である。以下は、徐階の政界での足跡を軸に、陽明学が全盛時代まで辿った道程を概観する。

徐階（字は子升、号は少湖・存齋）は南直隸松江府華亭県の人、嘉靖二年の進士である。殿試で第一甲第三名という好成績を収めたので、翰林院の編修を授けられた。一般的に徐階の陽明学思想は、彼が生員だった頃に華亭の知県を務めた陽明学者・聶豹に伝授されたと言われているが、しかし中氏の考証によれば、実は登第後に同年の進士・歐陽徳に影響されたものである。彼は王陽明とは面識がなかった。

徐階は官途についてからまもなく、父の喪に服するため帰郷し、喪が明けると元のポストに復帰した。嘉靖八年に羅洪先が進士となると、彼とも講学の仲間となった。そして翌嘉靖九年に、徐階は官界での初めての挫折を味わうこととなる。

時に世宗は「大礼の議」で勝利した勢いで、さらに自分自身の権威を高めるために、一連の礼制改革に乗り出した。その中には、孔子の礼制上の扱いにまつわるものも含まれている。世宗の意を受けた張璁は、孔子の王号を去ってその塑像を木主に替え、さらに祭祀に用いられる籩豆や樂舞をも縮小させるなど、いわゆる「師道」を貶めて「君」を顕彰する<sup>36</sup>改革措置を発案したが、これに対し徐階は公に反対を唱えた。これによって彼は張璁の怒りを買ったのはもちろんのこと、天子の逆鱗にも触れたのである。張璁に呼びつけられて厳しく叱責された<sup>37</sup>上、世宗から「天下の小人」呼ばわりされ、二度と起用するなどの命令が下される<sup>38</sup>ほどであった。結局この件で、徐階は福建の延平府の推官に左遷され、それから九年間に渡り地方の官職を転々とした。

張璁に叱責された際に徐階は、自分は初めから張璁に付き従ったことがないと言い放ち<sup>39</sup>、彼のこの時の姿勢は陽明学第二世代のそれと変わらないものである。さらに、翰林院エリートとして、政治上の成り上がり者である張璁を蔑視するという「大礼の議」以来の官界の風潮<sup>40</sup>とも合致している。

嘉靖十八年の五月に、徐階はついに中央復帰を果たす。司經局洗馬兼翰林院侍読を拝命し、二月に立てられたばかりの皇太子の属官となったのである。この時に鄒守益も同じく司經局洗馬兼翰林院侍読を授かった。この二つの人事は、当時の中央政界の空気を微妙に反映している。蓋し徐階も鄒守益も、かつて重大な問題で世宗に公然と逆らった人物である。しかし長く退けられていたこの二人が、この時に俄かに中央に呼び戻され、しかもいきなり太子の属官に任じられたのである。太子の属官はもともと翰林院官僚の昇進ルートにあるポストである。そして徐階も鄒守益も、もともとは翰林院の官僚であった。太子の属官とともに二人は翰林院の侍読を合わせて拝命したことは、その従来の内閣 - 翰林院体制下で持つべきキャリアを歩む権利を完全に認められたことを意味している。二人を含む人々を推薦したのは、吏部尚書の許讚である<sup>41</sup>が、官界での支持基盤を固めるため張璁と対抗し、「大礼の議」で退けられた者たちをも復活させようとしていた当時の首輔・夏言<sup>42</sup>にとっても、二人の起用は意に沿ったものであったろう。『明史』卷二

百十三、「徐階伝」で、夏言がかつて徐階を推薦したと記されているのは、この時のことだったかもしれない。張璁が政界から消えて夏言の時代になると、一旦強引に攪乱された従来の官界の秩序を回復させようとする動きが一段と活発となってきた。いくら専制君主の威力で臣下たちを睨み続けた世宗とはいえ、隙を見つける度にあの手この手で抵抗を試みる官僚の動きは封じ込め切れなかったのである。

さて中氏が述べているように、中央に復帰してから翌年に母の訃報に接して帰郷するまで、徐階は一年足らずの間に、鄒守益、そして同じく太子の属官だった羅洪先・唐順之とともに、中央の官僚たちの間で一つの講学グループを結成しその中核となっていたが、やがて仲間たちは次々と失脚した。羅洪先・唐順之についてはすでに第一節で述べた。鄒守益は中央に復帰してからも以前と同じように天子の不興を買い続け、やがて夏言に南京に飛ばされ、最後は世宗に免職された<sup>43</sup>。また中氏によれば、徐階の知友だった王与齡と鄭曉も嘉靖二十二年に当時台頭してきた嚴嵩との確執で官籍剥奪か左遷の処分を受けたが、そのうちの鄭曉は道学者であったようである<sup>44</sup>。そして第一節で述べたように、戚賢や王畿・錢徳洪らが夏言か世宗から不興を買って相次いで政界を追われた中、徐階はほぼ一人だけ中央政界で生き残り、陽明学派の命脈を保っていたのである。

これは一に、中央に復帰してからの徐階の政治姿勢の変化によるものである。中氏が論じたように、徐階にとって長年の地方官歴任はこたえた。そこから抜け出してから彼は若かりし頃の主角をすっかりなくし、目上の者にはひたすら低い姿勢を取るようになった。険悪な官界で生き残るための処世術を身に付けたのである<sup>45</sup>。それで彼は夏言の時代を難なく過ごし、さらに世宗が熱中していた道教の儀式を手伝うことで天子の歡心を買ひ、やがて幕を開ける嚴嵩独裁の時代も生き抜いた。

嚴嵩は『明史』の「奸臣伝」に入れられるほど、明の政治史において悪名高い人物である。また彼が首輔として振るい得た権勢も空前なものであり、明一代を通じてもその右に出るのは張居正くらいである。「貪伎」、つまり財貨への貪欲さと器量の狭さで知られていた嚴嵩<sup>46</sup>が夏言を倒して首輔の座についてから、朝政をほぼ壟断して官僚人事をほしいままにし、彼に逆らって失脚した者は数え切れないほどである。しかし、こういう情勢の中でも、陽明学派には意外と嚴嵩への接近を果たした人々がいる。

何良俊の筆記である『四友齋叢説』の卷二十六に、以下の一条がある。

余在都、見雙江於介老處認門生。余問之、雙江曰、我中郷舉時、李空同做提學、甚相愛。起身會試、往別之、空同曰、如今詞章之學、翰林諸公、嚴惟中爲最。汝至京須往見之。故我到京即造見、執弟子禮、今已幾四十年矣。

余都に在り、雙江介老の處に門生を認むるを見る。余之に問い、雙江曰く、我郷舉に中る時、李空同提學と做り、甚だ相愛す。會試に起身し、往きて之と別れば、空同曰く、如

今詞章の學は、翰林の諸公に、嚴惟中は最たり。汝京に至れば須らく往きて之に見えるべし、と。故に我京に到れば即ち造見し、弟子の禮を執り、今已に四十年に幾し、と。

「双江」とは徐階の師・聶豹の号であり、「介老」とはつまり嚴嵩のことである<sup>47</sup>。何良俊によれば聶豹は会試のために上京してから、数十年に渡り嚴嵩の門下にいたのである。二人を結ぶのは「詞章の学」、つまり詩文などの文学である。このエピソードから、嚴嵩のもう一つの側面を見ることができる。

嚴嵩は弘治十八年の進士、登第後に庶吉士に選ばれ、そして翰林院の編修を授かった。当時は李夢陽などが巻き起こした文学復古運動の風潮の盛んなりし頃であり、文士の淵藪である翰林院に身を置いていた嚴嵩が、この時代の流れから逸れることなどありえない。その文学力は以上の引用文が述べるように、李夢陽から翰林の諸人に冠すると評されるほどであった。やがて帰郷して長年にわたる読書生活を送る中でも、嚴嵩は文壇の名士たちと交際を結び続け<sup>48</sup>、「天下は公望を以てこれに帰す<sup>49</sup>」ほどまで名を揚げた。彼が故郷の江西分宜県に郷居していた頃に交際を持った一人が、かつての大文士で当時江西で巡撫の任にあった王陽明であり、嚴嵩の書齋である鈴山堂の額は王陽明が題した<sup>50</sup>。

嘉靖三十年代に出版された嚴嵩の文集である『鈴山堂集』の首を飾った数多くの序文の中に、湛若水・黄綰・趙貞吉によるものがある<sup>51</sup>。いずれも嚴嵩の文才を讃えるものである。さらに序文に続く「像贊」の中には、歐陽徳によるものがある。趙貞吉は嘉靖十一年の進士であり、『明儒学案』においては泰州学派に入れられており、徐樾から陽明学を伝授されたという<sup>52</sup>。この趙貞吉はかつて嚴嵩を批判したことで一度失脚し、その後は嚴嵩を詩文での「我が朝の第一人」と阿ったことで復活した<sup>53</sup>。王陽明の時から的好感が原因なのか、そして聶豹や趙貞吉らが進んで嚴嵩に取り入ったことも大きく関係していたであろう、嚴嵩は多くの陽明学者と陽明学派に近い道学者と、文学趣味を通じて関わりを持っていた。かつて文士として嚴嵩と交際があった唐順之<sup>54</sup>は、世宗に官籍を剥奪された後、嚴嵩に再起用されて倭寇の防御に当たったのである<sup>55</sup>。そして唐順之と親しかった羅洪先は嚴嵩の同郷でもあるゆえ、彼にも嚴嵩から再起用の声がかかった<sup>56</sup>。

こういった文学趣味や士人を籠絡する上手さは、正しくかつて李東陽などが見せた内閣政治の特徴である。ゆえに嚴嵩が政権を掌握したことは、ある意味では当時の政治構造が、古い形態へさらに一歩近づいたことでもある。『明史』の「文苑伝」に入れられるほどの文士であった何良俊は、嚴嵩の「才を憐れみ士に下る」ことを評価する一方、その政治上の悪行をすべて子の嚴世蕃のせいにしてしている<sup>57</sup>。嚴嵩に籠絡されていた聶豹などの陽明学者は、なお郷居していたか地方での官職にあり、政界では大きな役割を果たせなかった中、徐階は嚴嵩の妾と揶揄される<sup>58</sup>ほど唯々とした態度を取りながら、極めて順調に昇進していった。徐階の昇進ルートを見ると、嘉靖二十六年に吏部左侍郎として翰林院学士を兼ねて庶吉士の教習に当たられ、そして嘉靖二十八年にかつて翰林院出身者の専属ポストだった礼部尚書に任じられた。天子の歡心が徐階に戻って

いたとはいえ、これは明らかにかつての内閣 - 翰林院体制下の翰林院出身者の出世ルートである。嘉靖三十一年、徐階がついに内閣入りを果たすより少し前に、歐陽徳・聶豹、そして程文徳らが相次いで中央へ復帰した。それによって嘉靖三十二年の徐階による大規模な講会の開催が可能となったのである。厳嵩は嘉靖四十一年まで権力を握り続けたが、それまでに陽明学への弾圧や陽明学者を狙った攻撃などはついに聞かれなかった。

### 第三節 陽明学の全盛期

嘉靖四十一年、徐階はついに失脚した厳嵩に代わって内閣の首輔となり、出世の階段を上り詰めた。これに伴い陽明学の流行もそのクライマックスを迎えた。『万曆野獲編』は

嘉靖末年、徐華亭以首揆爲主盟、一時趨驚者人人自託吾道。凡撫臺蒞鎮、必立書院、以鳩集生徒、冀當路見知<sup>59</sup>。

嘉靖の末年、徐華亭首揆を以て主盟と爲り、一時に趨驚する者は人人自ら吾が道を託す。凡そ撫臺蒞鎮するに、必ず書院を立て、以て生徒を鳩集し、當路に知らるるを冀<sup>ねが</sup>う。

と記し、当時の陽明学の流行ぶりを伝えている。北京での大規模な講会も、引き続き徐階によって開催されていた<sup>60</sup>。このように最盛期にあった陽明学と徐階が政権を掌握していた時期の政治情勢がいかに関係していたのかは、自ずと本論の解明しなければならないところとなるであろう。

まず指摘しておきたいのは、徐階は陽明学を奨励する際に、はっきりとした政治上の目的を抱いていた、ということである。つまり、徐階は陽明学を奉ずる者たちを自らの政権の支持基盤にしようとしたのである。このことは、以上に引用した『万曆野獲編』の記述からも窺えるが、また次のような史料からも見て取れる。

乙丑入覲。…謁政府存齋徐公。公訪以時務、師曰、此時人材爲急。欲成就人材、其必由講學乎。公是之、遂屬師合部寺臺省及覲會諸賢、大會靈濟宮。徐政府手書程子定性一書學者先須識仁一條、令長子携至會所、兵部南離錢公出次朗誦。諸公懇師申說、師亦悉心推演、聽者躍然。

乙丑に入覲す。…政府の存齋徐公に謁す。公訪ねるに時務を以てし、師曰く、此の時に人材を急と爲す。人材を成就せんと欲すれば、其れ必ず講學に由らんか、と。公之を是とし、遂に師に屬して部寺臺省及び覲會の諸賢を合わせ、靈濟宮に大會せしむ。徐政府手ずから程子定性一書の學者先須識仁の一條を書き、長子をして携えて會所に至らしめ、兵部南離錢公出次して朗誦す。諸公師の申說するを懇<sup>ねが</sup>い、師も亦た悉心にして推演し、聽者躍然たり。

これは、徐階が内閣にいた時期に頭角を現してきた陽明学者・羅汝芳についての記録である<sup>61</sup>。羅汝芳は『明儒学案』では泰州学派に入れられ、顔山農の弟子とされている<sup>62</sup>。「乙丑」は嘉靖四十四年に当たる。この年に入覲のため上京した羅汝芳は、徐階に「時務」について尋ねられた

際に、「講学」によって「人材を成就」せよと勧めた。徐階は羅汝芳に賛同し、靈濟宮での大規模な講会の開催を彼に託したという。講学で人材を育てる云々は当然一種の美化である。この講会に参加したのは、「部寺台省および観会の諸賢」、つまり中央の各部署の官僚と、業績評定のため北京に来ていた地方の官僚であることから、徐階と羅汝芳の意図が見抜けるであろう。彼らは中央地方の官僚の中で、できるだけ自らの思想理念に同調する者を見つけ出し、それらを「人材」として使おうとしたのである。徐階が北京で開催した講会の多くは会試と入観の年を選んで行われた<sup>63</sup>事実を考えれば、このことは一層明らかである。

この羅汝芳は会試に合格した嘉靖三十二年にも、徐階主催の靈濟宮大会に参加していた。当時の状況は、『盱壇直詮』下巻ではこのように記されている。

癸丑、廷試中式。時内閣存齋徐公・部院雙江聶公・南野歐陽公・儼山周公、皆以興起斯學爲己任者、乃定會所於靈濟宮。師集同年桂岩顧公・近麓李公・洞陽柳公・望山向公・一吾李公、會試同年昆湖瞿公・澤峰吳公・渾庵戴公・少龍賀公・敬所王公、舊同志善山何公・西吾張公・吉陽何公・浮峰張公・芳麓王公、數十百人、連講兩月、人心翕然<sup>64</sup>。

癸丑、廷試して式に中る。時に内閣存齋徐公・部院雙江聶公・南野歐陽公・儼山周公は、皆な斯學を興起するを以て己の任と爲す者なれば、乃ち會所を靈濟宮に定む。師同年の桂岩顧公・近麓李公・洞陽柳公・望山向公・一吾李公、會試同年の昆湖瞿公・澤峰吳公・渾庵戴公・少龍賀公・敬所王公、舊同志の善山何公・西吾張公・吉陽何公・浮峰張公・芳麓王公を集め、數十百人にして、連講すること兩月、人心翕然たり。

内閣に入ったばかりの徐階と、聶豹や歐陽徳などの陽明学の重鎮たちが講会を開くと、羅汝芳は郷試と会試での同年や旧来の知人などを大勢集め、講会に連れて行った。この中の「敬所王公」つまり王宗沐、「吉陽何公」つまり何遷などは、『明儒学案』でも伝を立てられている人物である<sup>65</sup>。羅汝芳はその後、北京で務めていた頃には、多くの官僚たちを集めて日々学を講じた<sup>66</sup>。そして嘉靖四十一年に地方官に転出した際に、徐階が彼をよいポストに充てようとしたが成功せず、それで気がふさいでいた、というエピソードが伝えられている<sup>67</sup>。嚴嵩が失脚したのはこの年の五月であるから、この頃に徐階はまだ首輔になっていないか、あるいは首輔となったばかりで人事権を掌握しきれていなかったのであろう。そして羅汝芳が南直隸の寧国府に地方官として赴任すると、そこで講会を大々的に挙行したことはいうまでもない<sup>68</sup>。

徐階がこれほど陽明学を奨励することで人心を収めようとしたのは、彼自身が陽明学者であるほか、陽明学派の勢力の拡大という現実的な要因が、大きく働いたのであろう。王陽明の死から、朝廷が長きにわたって陽明学を弾圧する姿勢を示し、中央での陽明学者たちが痛手を負ったにもかかわらず、一方の地方では陽明学が影響力を伸ばし続けてきた。王陽明の死後、陽明学派の組織拡大が一貫して見られる。中央からの圧力が弱まると、その勢いが更に加速したことは想像に難くない。大物の陽明学者は地方と官界で多くの弟子門生を抱えるほか、その名が天下に知れ渡

っていた。また、学派の若手たちも、やがて続々と官界入りして地位を高めていく。これらの人々をうまく籠絡すれば、政界で一つの有力な支持基盤を獲得できる。それゆえ徐階は地方官の時代から、積極的に陽明学の影響力拡大に尽力した<sup>69</sup>。

嘉靖三十二年の靈濟宮での講会は、歐陽徳や聶豹などの大物が参加したことで、空前の盛況を呈した。この中でも歐陽徳は特に影響力が強く、その門人は「天下に半す」と言われるほどであり、しかも当時は礼部尚書の任にあった<sup>70</sup>。一方、嘉靖三十七年に何遷の主宰で講会が行なわれると、満足の行く結果は収められなかった。それは端的に、何遷の「名位」がそれほどのものではなかったからである<sup>71</sup>。これらの事実は、徐階が自ら陽明学者であり、しかも内閣入りを果たしていたにもかかわらず、彼一人ではとても人心を収めきれず、歐陽徳のような名望と地位のある人物から力を借りなければならなかったことを示している。故に彼も努めて自らの政治力によって重要な陽明学者たちの名望と地位を高めようとしたのである。聶豹が兵部尚書に起用されたのは徐階の推薦によるものであり、死後は首輔となった徐階から手厚い礼遇を贈られた。王畿のような考察で退けられ、官界復帰の見込みのない人物の場合でも、徐階は極力その名声を高めようとした<sup>72</sup>。

支持基盤を固めるための徐階のこの戦術は成功を収めた。前に引用した『万曆野獲編』の記述から、当時の各地方の官僚が一斉に書院を建設して徐階の機嫌を取ろうとしたことがわかり、そして中央の高官たちも、徐階が主催する講会を手伝うようになった。王畿がかつて嘉靖四十四年の講会について

公首命述職諸司及計偕諸士、凡同志者、先後大會於靈濟宮。時以直廬不能出、屬宗伯李公・少宰朱公・中丞毛公分主會事<sup>73</sup>。

公首めて述職の諸司及び計偕の諸士に命じ、凡そ同志たる者は、先後に靈濟宮に大會せよと。時に廬に<sup>あた</sup>直るを以て出づる能わざれば、宗伯李公・少宰朱公・中丞毛公に屬して會事を分主せしむ。

と述べているが、「宗伯李公」とは当時の礼部尚書・李春芳、「少宰朱公」は当時の吏部侍郎・朱衡、「中丞毛公」は当時の都御史・毛愷である<sup>74</sup>。この中で、李春芳は南京の国子監で湛若水と歐陽徳に学んだことがあり、この年に徐階の推薦で入閣した<sup>75</sup>。

こういった表舞台での徐階の支持者集めが陽明学を介して行われたと同時に、その裏側の政治的駆け引きでも、陽明学人脈は彼の強みとなった。この裏人脈の最大の見せ場は、嚴嵩の失脚劇である。『明儒学案』卷三十二、「泰州学案一」はこのように記している。

心隱在京師、關各門會館、招來四方之士、方技雜流、無不從之。是時政由嚴氏、忠臣坐死者相望、卒莫能動。有藍道行者、以乩術幸上、心隱授以密計、偵知嵩有揭帖、乩神降語、今日當有一奸臣言事。上方遲之、而嵩揭至、上由此疑嵩。御史鄒應龍因論嵩敗之。



心隠京師に在り、各門會館を闢き、四方の士を招來し、方技雜流は之に従わざる無し。是の時に政は嚴氏に由り、忠臣坐して死する者相い望むも、卒に能く動かす莫し。藍道行なる者有り、乂術を以て上に幸せらる。心隠授けるに密計を以てし、嵩に掲帖有るを偵知し、乂神して語を降し、今日當に一奸臣有りて事を言うべしと。上方に之を遅てば、嵩の掲至り、上此れに由りて嵩を疑う。御史鄒應龍因りて嵩を論じて之を敗る。

「心隠」とはつまり何心隠のことである。彼は世宗の信任を得ていた道士の藍道行の手を借りて、神託と偽って世宗と嚴嵩を離間した。この事件が、嚴嵩失脚の決め手となったのである。何心隠はもともと江西吉安府永豊県の挙人、本名は梁汝元である。顔山農に入門し、泰州一派の学問を伝えた。若い頃には郷里に宗族のための学校を興し、また納税共同体を組織するなど、色々と社会活動をした。その後、県令との齟齬で獄に投じられたが、何遷そして程学顔という陽明学派官僚などの力で救い出され、一旦は胡宗憲の幕府に入った。それから南京に行って程学顔と遊び、また程学顔に従い上京した。北京で彼は羅汝芳や、羅汝芳と同じく徐階の傘下にいた新進の陽明学派官僚・耿定向と交際したが、特に耿定向とは親密だったようである<sup>76</sup>。

『明儒学案』が記しているように、何心隠は北京で「方技雜流」を大勢招き集めていた。その中に藍道行も含まれているであろう。嚴嵩失脚の件から、彼はこれらの「方技雜流」を利用し、いろいろと裏で政治に関わったと推察できる。耿定向が北京では同郷の官僚たちでも何心隠を避けようとしたと記している<sup>77</sup>のは、正に彼が政界で裏工作をやっていたからであろう。藍道行事件については、当時の人々は皆、徐階の指図によるものと伝えていたという<sup>78</sup>。徐階は羅汝芳や耿定向などを介して何心隠と知り合ったのであろう。藍道行事件以前の嘉靖三十九年に、耿定向はすでに嚴嵩の息がかかった吏部尚書・吳鵬を弾劾し、嚴嵩から睨まれていた<sup>79</sup>。

羅汝芳と何心隠の師に当たる顔山農（名は鈞、江西吉安府永新県の人）も何心隠と同じく、若い頃に郷里で宗族を教化する組織を立ち上げ、その後は各地で「心火」を治療するなど称し、宗教的な修業法で信者を集めていた<sup>80</sup>。その後は王良の弟子である徐樾、そして王良本人に学び、一布衣でありながら羅汝芳のような官僚士大夫を弟子として擁し、そして陽明学人脈で多くの官僚と交際した。彼はかつて北京で徐階に招かれ、その講会で講演したと自称している<sup>81</sup>。そして彼が嘉靖二十三年に北京で集めた「信従者」たちの中には、藍道行事件の直後に嚴嵩を弾劾してそれを失脚に追い込んだ鄒應龍の名前がある<sup>82</sup>。

さて、内閣が陽明学を大々的に奨励し、陽明学派の官僚を自らの支持基盤としたことは、明の歴史において斬新な事態であり、嘉靖の初めに世宗支持派が政権を取った頃にも、このような事態は現れなかった。陽明学派の勢力を中央まで広く吸い上げてそれを頼りとしていたことは、果たして徐階政権の性質に何らかの影響を与えなかったのであろうか。

嘉靖初年の状況からわかるように、もともと陽明学は、政治において反内閣的な傾向を持っていた。従来の内閣-翰林院体制の下では、内閣がほとんど翰林院出身者に独占され、さらに六部

などでの重要なポストも内閣傘下の人物に押さえられ、内閣 - 翰林院とその周辺にいる勢力以外の者たちは、政権の中枢部から事実上永久的に締め出されたのである。陽明学派のメンバーたちの政治的地位を考察すると、王陽明が講学を広めてから、陽明学を奉ずるようになったのは地方の生員か中・下級の官僚がほとんどで、王陽明自身も、早くから内閣の周辺から脱落し、そしてその後は内閣と激しく対立するようになった。故に陽明学は内閣 - 翰林院体制下で抑圧される立場に置かれていた官界の中・下層と、さらにその下にいる官界の狭き門に苦しむ人々を中心に受容されたといっても過言ではない。この論は当時の人々の観察からも裏付けられる。例えば張居正はかつて

昔陽明先生昌學於東南、學士大夫或頗有棄而不信、而閭巷之儒油然宗焉<sup>83</sup>。

昔陽明先生學を東南に昌え、學士大夫或いは頗る棄てて信ぜざる有るも、閭巷の儒は油然として宗とす。

と述べている。

一方、内閣とその周辺がなす政界の上層部では、これまで見てきたように、文学趣味が発達しやすい。嘉靖の初めから、陽明学者の中に科挙で好成績を収め翰林院の官僚に選ばれる者が続々と現れ始め、そして徐階に至ってついに内閣 - 翰林院体制の頂点にまで到達したが、しかし学派全体から見るとこのような例は極めて稀である。王陽明の死後、各地での陽明学派の拡張は、地方官ないし「経師」、さらに生員に主導されるケースが多く<sup>84</sup>、さほど高位高官となっておらず、しかも政争で敗れて失脚した陽明学派の官僚が帰郷すると、たちまち絶大な影響力を見せ、度々数百人に及ぶ会合を組織した<sup>85</sup>。生員層を政界の最下層と見なせば、徐階が政権を掌握した時期にも、暗躍する山人の類を除き、陽明学派のメンバーのほとんどは政界の中・下層の人々と見て間違いのないであろう。徐階はこれらの人々を支持者層とした以上、勢いとして彼らの訴えに答えなければならない。

そこで徐階の政治姿勢を考察する必要があるが、これについてはすでに城地孝氏の研究があるため、まずはこれを利用することにする。城地氏は著書『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容<sup>86</sup>』において、徐階の政治運営の方針について検討している<sup>87</sup>。氏が提示しているように、徐階は「分権公治的な政治」を進めようとした。これを端的に示す史料は、徐階の文集である『世経堂集』巻三に収められている「答添閣臣論二」（日付は嘉靖四十四年四月初九日）という上奏にある

臣惟、人臣之罪、莫大於專。臣自壬戌之夏、大書壁間云、以威福還朝廷、以政務還諸司、以用舍刑賞還公論。

臣惟うに、人臣の罪は、專より大なる莫し。臣は壬戌の夏より、壁の間に大書して云く、威福を以て朝廷に還し、政務を以て諸司に還し、用舍刑賞を以て公論に還す、と。

という文面である。徐階は内閣の専権を矯め、政務を六部などの各部署に返し、そして官僚の人事を「公論」に任せることを目標とした。これは正に王陽明らがかつて求めたものである。城地氏は北辺の事案を具体例に挙げ、徐階が確かに六部の事務に不干涉主義を取っていたことを明らかにしている。また、徐階はかつて内閣の増員を何度も要請し、そして増員について

臣惟、閣臣地親任重。祖宗時毎用三四員、盖本不欲權有所專、而閣中先臣、每事皆相商確、亦無敢專者。自夏某暴狠、人莫敢犯、繼以嵩受制逆子、欲便其私、於是事皆獨斷、而權始有所專矣。今皇上有意復成祖之制、誠乃攬乾綱、收政柄之要務<sup>88</sup>。

臣惟うに、閣臣地親しく任重し。祖宗の時に毎に三四員を用い、盖し本より權の専らにする所有るを欲せず。閣中の先臣も、事毎に皆な相い商確し、亦た敢えて専らにする者無し。夏某暴狠なりて、人敢えて犯す莫きより、繼ぐに嵩逆子に制を受け、其の私を便するを欲し、是に於いて事皆な獨斷するを以てすれば、而して權始めて専らにする所有り。今皇上成祖の制を復するに意有るは、誠に乃ち乾綱を攬り、政柄を收むるの要務なり。

と述べている。閣臣たちが互いに協議して物事を決めるというかつての内閣のあり方に復帰し、首輔が一人ですべてを仕切る局面を避けようとしたのである。これも王陽明がかつて求めた「同寅協恭」と同じ精神である。

城地氏の議論の補足として、徐階が首輔を務めていた頃の吏部の状況についても、少し考察を加えたい。吏部は官僚人事を司り、六部の中でもっとも肝要な部署であり、由来内閣は吏部を操縦することで朝政を牛耳ってきたからである。『明史』卷一百九十三卷、「嚴訥伝」には、このような記述がある。

禮部尚書郭朴遷吏部、遂以訥代之。朴遭父喪、復代爲吏部尚書。嚴嵩當國、吏道汗雜。嵩敗、朴典銓、猶未能盡變。訥雅意自飭、徐階亦推心任之。訥乃與朝士約、有事白於朝房、毋謁私邸。慎擇曹郎、務抑奔競、振淹滯。又以資格太拘、人才不能盡、倣先朝三途並用法、州縣吏政績異者破格超擢、銓政一新。…訥嘗語人曰、銓臣與輔臣必同心乃有濟。吾掌銓二年、適華亭當國、事無阻。且所任選郎賢、舉無失人。華亭謂徐階、選郎則陸光祖也。

禮部尚書郭朴吏部に遷り、遂に訥を以て之に代う。朴父喪に遭い、復た代わりて吏部尚書と爲る。嚴嵩國に当たり、吏道は汗雜なり。嵩敗れ、朴銓を典<sup>つかさど</sup>るも、猶お未だ盡く變うる能わず。訥雅より自飭を意い、徐階も亦た推心して之に任ず。訥乃ち朝士と約し、事有れば朝房に白し、私邸に謁する毋れ、と。慎んで曹郎を擇び、務めて奔競を抑え、淹滯を振う。又た資格の太だ拘<sup>とらわ</sup>れ、人才能く盡されざるを以て、先朝の三途並用法に倣い、州縣吏の政績異なる者を格を破りて超擢し、銓政は一新す。…訥嘗て人に語りて曰く、銓臣と輔臣とは必ず同心にして乃ち濟<sup>な</sup>す有り。吾れ銓を掌ること二年、適<sup>たまたま</sup>華亭國に当たり、事に阻み無し。

且つ任ずる所の選郎賢く、擧ぐるに人を失う無し、と。華亭は徐階を謂い、選郎は則ち陸光祖なり。

嚴訥は嘉靖四十二年から四十四年までに吏部尚書を務めた人物であり<sup>89</sup>、ちょうど徐階が首輔を務めている時期に当たる。嚴訥は吏部の政務を主宰する間に、「資格」によらずに「人才」を選抜し、州県の地方官の中で有能な者に破格の昇進をさせた。これは当初、世宗支持派が政権を掌握した後に打ち出した方向と全く同様なものである。嚴訥によれば彼の方針は徐階の全面的な支持を得ており、そして注意すべきは、彼の方針の施行はその「選郎」・陸光祖に大きくかかっていた、ということである。

「選郎」とは吏部文選司の郎中、つまり文選司の最高責任者のことである。文選司は官僚の人事異動を管轄する権限を持ち、官僚の業績評定を司る考功司と並んで吏部でもっとも肝要な部門である。この陸光祖の文選司郎中としての振る舞いについて、『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」は

嚴訥爲尚書、雅重光祖、議無不行。…既而改文選、益務汲引人才、登進耆碩幾盡。又破格擢廉能吏王化・江東・邵元善・張澤・李珙・郭文通・蔡琮・陳永・謝侃。或由鄉舉貢士、或起自書吏。由是下僚競勸、訥亦推心任之、故光祖得行其志。

嚴訥尚書と爲り、雅より光祖を重んじ、議すれば行われざる無し。…既にして文選に改められ、益ます人才を汲引するに務め、耆碩を登進すること幾ど盡く。又格を破りて廉能吏王化・江東・邵元善・張澤・李珙・郭文通・蔡琮・陳永・謝侃を擢んづ。或いは郷舉貢士に由り、或いは書吏より起こる。是れに由り下僚競勸し、訥も亦た推心して之に任じ、故に光祖其の志を行ふを得。

と述べている。この記述を読む限り、どうも当時、嚴訥は人事方針の策定と実際の人事案の執行を陸光祖に任せていたようである。そして陸光祖は「耆碩」つまり名望のある長者を積極的に起用したほか、挙人や胥吏からも有能な人物を抜擢し、それで下級の官僚たちは皆奮い立った、という。

陸光祖は陽明学者であり、かつて王陽明を祀る施設の建設に関わり、講会を開いたことがある<sup>90</sup>。そして朱子学を奉ずる朝鮮使節とも論戦を繰り広げた<sup>91</sup>。徐階とも親密であった<sup>92</sup>。

以上に述べた事実から、徐階政権期の吏部は、陽明学の政治的傾向に沿う形で、出身・資格による官職の独占を打破し、中・下級官僚にも昇進ルートを開く方向へ動いたことがわかる。これがつまり徐階のいう「公論」なのである。かつて王陽明らが求めた、「大礼の議」の後、世宗と張璉などによって抑圧され続けた反対派の官僚たちの再起用を実現させたのも、徐階である。

以上の分析から、徐階政権が陽明学の政治的傾向を強く体現したものであることがよくわかる。彼の下で政界での上昇を果たした人物について、一つの例を挙げることができる。容肇祖氏はかつて、嘉靖二十三年に何心隱の出身地である江西永豊県の知県となった凌儒という人物について

紹介している。この人物は後に中央入りを果たして御史となり、徐階が高拱側から攻撃された際に徐階陣営に加わり、高拱を致仕に追い込むのに一役買った。容氏が述べているように、凌儒は王良と同じく泰州の人であり、永豊で知県を務めていた際に何心隠と書簡のやりとりがあった。書簡の中で何心隠は「学」について言及したことがあり、しかも凌儒は御史となってから羅洪先などを推薦したことがある<sup>93</sup>から、やはりこの凌儒は陽明学派に接近していた人物であり、徐階の力で中央入りを果たしたのであろう。政界の下層部に上昇の機会を与える過程の中でも、陽明学が大きな役割を果たしていたことが、この一例からわかる<sup>94</sup>。

嚴嵩による内閣権力の濫用の後を受け、以上に述べたような徐階の政治姿勢は人心を掌握するために役立ったに違いない。しかし徐階政権は陽明学一辺倒というほど単純なものではない。徐階は陽明学の政治的代弁者の面目を人に示す一方、同時に内閣 - 翰林院体制に身を置く人間でもあることを忘れてはいけない。夏言の時代から、張璉らによって一旦強引に攪乱された内閣 - 翰林院体制を復活させる流れが現れたことは、すでに述べた。翰林院出身の徐階は正にこの流れに乗って政界で上昇を重ねてきたのである。そして彼が権力を掌握する時期に、この流れがどのような進展を見せたかという点、それはさらに加速していったのである。

会試の年に当たる嘉靖二十六年に、徐階は翰林院学士として庶吉士の教習に当てられたが、この年の庶吉士に張居正がいる<sup>95</sup>。張居正は当時、徐階に「器重」されたという<sup>96</sup>。なお、李春芳はこの年の状元であり、翰林院の修撰を授かった。徐階が入閣を果たしていた嘉靖三十二年の庶吉士に、張四維と馬自強がいる。徐階が首輔となった嘉靖四十一年に、状元の申時行は翰林院修撰を授かり、榜眼の王錫爵と探花の余有丁は編修を授かった。四十四年の庶吉士には沈鯉・許国がいる。穆宗の隆慶二年には、探花の趙志皋が翰林院編修を授かり、庶吉士に陳於陸・沈一貫・王家屏・朱賡・張位・于慎行がいる。ここまでで万暦の初めから三十年代半ばまでの、歴代の首輔を含むほぼすべての閣臣の名前が出揃っている<sup>97</sup>。そして隆慶二年の庶吉士選抜が終わった後の七月に、徐階は首輔を退いて致仕したのである<sup>98</sup>。

後に明の最大の権臣となった張居正は首輔になった徐階により引き立てられ、そして徐階の首輔在任中に入閣を果たした<sup>99</sup>。張居正が首輔となってから数十年にわたり、内閣首輔、そしてほとんどの閣臣の座は、以上に挙げた隆慶二年までの翰林院出身者の間で伝えられていった。それまでの明の歴史においても、空前の事態である。万暦に入ってからの内閣 - 翰林院体制の大復活は、まさに徐階の時代にその土台が最後に出来上がったといえよう。張居正や李春芳に対する態度から見れば、徐階は翰林院の後輩たちを引き立てることにはかなり積極的だったようである。恐らく政権を維持するために、一つでも多くの支持基盤を獲得しようとしたのであろう。

とはいえ、徐階が公に陽明学を奉じていたから、彼が権力を握っていた時期に、文学趣味の本拠である翰林院出身者の間でも、陽明学はかなり勢力を伸ばしたようである。そのもっとも典型的な例は、なんといっても張居正であろう。彼は万暦の初めまで熱心な陽明学者であった。この

ことについて、黄卓越氏がその論文「張居正与王学関係之考辨<sup>100</sup>」において詳細に考察している。張居正は嘉靖年間から、羅汝芳・耿定向<sup>101</sup>そして胡直などの陽明学者と講学しており、黄氏が引用した書簡でのやりとりから見れば、その思想上の造詣も並々ならぬものであった。しかも彼は隆慶六年から万曆二年に起こった、王陽明の孔廟従祀をめぐる論争において、王陽明を弁護したことがあるという。彼が後に政治上の原因で態度を一変させ、陽明学を「虚にして当無し」と攻撃した上、講学を徹底的に弾圧したことは、如何にも皮肉に見える<sup>102</sup>。張居正が死去した二年後の万曆十二年に、王陽明の孔廟従祀が天子に裁可されたが、この時に首輔を務めていた申時行は、天子への上奏で王陽明を讃えていた<sup>103</sup>。張居正の死から、陽明学が再び盛況を呈するようになった<sup>104</sup>のは、申時行ら徐階政権期の翰林院出身者の、陽明学への好意が一因だったと思われる。

徐階政権について最後に付け足して説明したいが、この官界の大同団結を謳う政権は、かなり汚れていた。李贄はその『続蔵書』にある徐階の伝においてこそ言及しなかったものの、張璁の伝では

嘉靖末年、華亭當國、世亦共以爲賢。然莊田美屋跨州郡、出京之日、大車幾百輛、彌月不輟、方舟而下、連數百艘<sup>105</sup>。

嘉靖の末年、華亭國に当たり、世も亦た共に以て賢と爲す。然るに莊田美屋州郡を跨ぎ、京を出づるの日、大車幾百輛にして、月に彌りて輟まず、舟を方べて下り、連なること數百艘なり。

と、徐階による蓄財を暴露してる。北京でそれほどの財産を蓄えられたのは、政治権力によるものしか考えられない。さらに于慎行はその筆記『穀山筆塵』で、

華亭相在位、多蓄織婦、歲計所積、與市爲賈、公儀休之所不爲也。往聞一内使言、華亭在位時、松江賦皆入里第、吏以空牒入都、取金於相邸。相公召工傾金、以七銖爲一兩、司農不能辨也<sup>106</sup>。

華亭相位に在り、多く織婦を蓄え、歳ごとに積む所を計り、市と賈を爲すは、公儀休の爲さざる所なり。往一内使の言を聞けり、華亭位に在る時、松江の賦皆な里第に入り、吏空牒を以て都に入り、相邸に金を取る。相公工を召して金を傾け、七銖を以て一兩と爲し、司農辨ずる能わざるなり、と。

と記している。なんと徐階は税金を公然と横領していたのである。大土地所有と紡織業も、政治権力と不正に取得した資金の上で成り立ったのであろう。そして嘉靖二十九年に、羅洪先は王畿に与えた書簡で、

弟於傳聞有一二事、則有頓足扼腕、長吁而隱痛矣。往年韶州之行、物議騰滿、豹毅之黜、藉以指瑕。涇縣之聚、郡守持以短縣令、縣令幾至削迹。其他瑣瑣、姑不條叙。諸公誠爲己矣、何地不可託宿。必欲近城市、勞官府、力犯人言、果取何益乎。…今風俗披靡、賄賂公行、廉

恥道喪、交際過情。…若冒取善之名、借開來之說、以責後車傳食之報、不知於此輩同條例否<sup>107</sup>。

弟傳聞に一二事有るに於いては、則ち頓足扼腕し、長吁して隱痛する有り。往年韶州の行、物議騰滿し、豹穀の黜、藉りて以て瑕を指す。涇縣の聚、郡守持ちて以て縣令を短り、縣令は幾ど削迹に至る。其の他の瑣瑣は、姑く條叙せず。諸公誠に己が爲すれば、何地に託宿すべからずや。必ず城市に近づき、官府を勞さんと欲し、力めて人言を犯すは、果たして何の益を取らんか。…今風俗披靡し、賄賂公行し、廉恥の道喪び、交際情を過ぐ。…若し取善の名を冒し、開來の說を借り、以て後車傳食の報を責むれば、此の輩に於いて條例を同じくするや否やを知らず。

と不満を漏らしている。王畿らは講会を開く際に、必ず都市に入り、そして地元の官府に種々の便宜を提供させたのである。しかもそれによって輿論が沸騰し地方官を失脚させるほどであった。これはまだ徐階が入閣する前の事態である。地方官が争って書院を建設する徐階政権の時期になると、各地に「後車伝食」<sup>108</sup>、つまり官府からの手厚い接待を目当てに講学に従事する陽明学者が多くであろうことは、想像に難くない。理想理念を高く掲げる政治運動も、最後は往々にして従来と代わり映えのしない代物に墮してしまうのである。

#### 第四節 万曆以後の情勢——党争を背景に

前節では、徐階が政権を掌握する時代に現れた二つの流れ、つまり陽明学の政治的傾向に沿って政権をより開かれたものとする流れと、閉鎖的な内閣 - 翰林院体制を復活させる流れについて考察した。徐階の時代に二つの流れは大きな齟齬なく、共に政権を支えたが、しかし本来、この二つの流れは原理的に相容れないものである。そこから徐階の政権運営が、将来に禍根を残したのではないかと考えられる。果たして短い隆慶朝が幕を閉じて万曆年間に入ると、朝廷では昔にも増して熾烈な対立抗争が起こったのである。

張居正の「奪情」や言論統制の強化を契機に明末に「党争」が延々と繰り広げられたことは、一般的に知られている。明末の政治を特徴付ける党争については、すでに小野和子の『明季党社考——東林党と復社』などの優れた研究があり、そして本文の射程をも超えているため、ここで詳しく述べることはできない。本文が目標としているのは、党争という大きな背景の下での、陽明学派の現実政治への関与の方向性を提示することである。

張居正は強権によって反対者を一時的に制圧したが、その後は翰林院出身者が内閣を占拠し続ける中、吏部を中心に反内閣運動が再燃した。吏部はもともと各官署の中で最も地位が高く、しかも官僚の人事権を握っていたため、反内閣の勢力が吏部を中心に集結したのも事理の当然であ

る。このことについては、林麗月「閣部衝突与明万曆朝の党争<sup>109</sup>」が詳細に考察している。まず注目すべきは、この時に反内閣運動の先鋒を務めた一人が、陸光祖だったことである。

陸光祖は文選司郎中時代の上司、そして張居正などとの対立から、度々失脚してはまた起用され、万曆十五年に三度目の復活を果たした後、十九年に吏部尚書となった<sup>110</sup>。以来、吏部の権が内閣に奪われている状況を快く思わず、これを正そうとした。同年、申時行は致仕するに当たり密かに趙志皋と張位を自らの後継者として神宗に推薦したが、陸光祖は事情を知った後に天子に抗議し、「廷推」つまり吏部を含む各部署の共同推薦で閣臣の人選を決めるよう求めた<sup>111</sup>。陸光祖は文選司の郎中だった時に都察院の長官と礼を争い、また吏部侍郎を務めていた際に、翰林院の庶吉士に道を譲らせようとして罵られたことがある<sup>112</sup>。以前から吏部の地位の優越さを主張することに熱心な人物であった。徐階の時代に内閣に籠絡され、面子を立てられたことに慣れたのが一因であろう。そして吏部尚書になった後には、吏部の地位を高めようとしたのみならず、閣臣の座をも狙っていた<sup>113</sup>。彼自身は進士となった後に知県に任命され、翰林院に入ったことがなく、その行動は、翰林院出身者による内閣独占を打破する意味合いも帯びている。

万曆二十年の地方官の業績評定を機に、陸光祖が吏部の官僚に抜擢した一人が、後に東林派の祖となった顧憲成である<sup>114</sup>。翌万曆二十一年の「京察」つまり中央官僚の業績評定では、正に陸光祖から吏部尚書を受け継いだ孫鑰と吏部考功司の郎中だった趙南星、そして驗封司の員外郎だった顧憲成らを中心に、反内閣の嵐が巻き起こされたのである。林麗月氏が指摘したように、この時に吏部を支持した史孟麟・于孔兼・顧允成・薛敷教、それに高攀龍などは、万曆三十年代に顧憲成とともに東林書院を修復し、そして講学活動を展開して東林学派を興した人々である<sup>115</sup>。

以上に挙げた孫鑰から高攀龍までの人々の履歴を調べると、進士となった後に翰林院に入ったのはわずか史孟麟一人である。彼らが吏部の元に集結して内閣と激しく対立したのは、内閣 - 翰林院体制への強い反発があるからである。このことは彼ら自身の発言からも確認できる。例えば万曆二十一年に孫鑰が吏部尚書の任を離れたのを受け、首輔の王錫爵が翰林院出身の礼部尚書羅万化を吏部尚書に充てようとした際に、顧憲成は

不可。内閣者、翰林之結局。冢宰者、各衙門之結局。今天下大勢折而入内閣矣、況可併冢宰據之乎。…往者内閣之推、往往用各衙門、不專翰林一途。…今不能以内閣與各衙門共、而更以冢宰與翰林共乎<sup>116</sup>。

不可なり。内閣なる者は、翰林の結局なり。冢宰なる者は、各衙門の結局なり。今天下の大勢折れて内閣に入るに、況や冢宰を併せて之に據らしむべきをか。…<sup>むかし</sup>往者内閣の推は、往往にして各衙門を用い、翰林の一途を専らにせず。…今内閣を以て各衙門と共にする能わざるに、更に冢宰を以て翰林と共にするか。

と明確に反対を表明した。彼は内閣を「翰林の結局」と見なし、内閣が翰林院出身者を通じて吏部の掌握を図る動きに抵抗し、同時に内閣を「各衙門」に開かれたものにするよう求めた。また



万曆十九年に、時の福建道監察御史、後にやはり東林派の中心人物の一人となった錢一本<sup>117</sup>は上疏で

我列聖論相、蓋有以才望用、…初不以資格爲資、猶有司寇攝相遺意。今復能行否。…翰林一途、謂之儲養相才、厥初講讀編脩、咸得簡入、以備顧問、尚知爲官擇人。今惟累資躡級、循列卿位、以覬必得、遂使國家命相之大任、僅爲閣臣援引之私物。…故自來內閣之臣、善終者絕鮮。…嵩之鑒不遠、…而時行又蹈之<sup>118</sup>。

我が列聖相を論ずるに、蓋し才望を以て用うる有り、…初めに資格を以て資と爲さず、猶の司寇相を攝るの遺意有り。今は復た能く行なうや否や。…翰林の一途は、之を相才を儲養すると謂い、厥の初めは講讀編脩、咸な簡入せらるるを得、以て顧問に備え、尚お官が爲に人を擇ぶを知る。今は惟だ資を累ねて級を躡み、卿位に循列するのみなりて、以て必得を覬む。遂に國家の相を命ずるの大任をして、僅かに閣臣の援引するの私物たらしむ。…故に自來の内閣の臣は、善終する者絶えて鮮なし。…嵩の鑒遠からず、…しかして時行は又た之を蹈む。と、致仕に追い込まれたばかりの申時行を名指しした上で、翰林院出身者が内閣を独占する状況を批判した。後に顧憲成らは東林派と立場の近い非翰林院出身の李三才を閣臣に推す<sup>119</sup>など、内閣 - 翰林院体制の打破を実際に試みたのである。東林派を中心とした反内閣の勢力は、往々にして皇太子の冊立と処遇、そして鉅税などの問題で内閣への批判を強めたが、それは一般の官僚たちを締め出して翰林院の者たちでのみ構成される内閣が、常にこのような重大な問題で官僚たち全体の「公論」を無視して天子の恣意に追従する姿勢を見せたからである。

このような情勢の中で、陽明学を奉じていた人々は、政治においてどのような動きを見せたのであろうか。まずは、東林派と近い立場を取り、そしてやがて東林に合流して行く一つの流れを観察することができる。

その代表的人物が、東林の一員にすら数えられた鄒元標である<sup>120</sup>。彼は『明儒学案』において江右王門に列せられている<sup>121</sup>。講学にかなり熱心だった人物であり、張居正の死後、毀された天下の書院を尽く再建するよう天子に求めた。そして自らの郷里である江西吉安府吉水県の文江書院を仁文書院として復興させることにも尽力した<sup>122</sup>。また、天啓年間に明代の北京での初めての書院である首善書院を建設したのも、この鄒元標と馮從吾などである。鄒元標は、張居正の「奪情」つまり丁憂期間中の首輔留任をめぐる論争で張居正を厳しく批判し、廷杖を受けた上で辺境の衛所に流されたが、これで清流士大夫としての名声が確立した<sup>123</sup>。張居正の死後に復活した彼は、張居正と結託して礼部尚書にまでなり、申時行の姻戚ともなった徐学謨を弾劾したことで申時行から恨まれ、また天子の神宗をも批判したことで左遷された。その後、吏部尚書の宋纁は彼を文選司の員外郎に起用しようとして神宗と申時行の怒りを買ひ、彼自身も南京に飛ばされた後に、病気を理由に帰郷して講学に精力を注いだ<sup>124</sup>。その帰郷が許された時に、顧憲成は時の首輔・王錫爵に反対を表明した<sup>125</sup>。因みに宋纁は、陸光祖に先立って吏部の権威を高めようとした

人物である<sup>126</sup>。熹宗の天啓元年に中央政界に復帰してから、鄒元標は趙南星・高攀龍などの再起用を求め<sup>127</sup>、そして小野和子氏も著書で紹介しているように、孫慎行ら東林党人とともに光宗の急死に関わった前首輔・方從哲の責任を追及した<sup>128</sup>。

政治においてのみならず、思想においても、鄒元標などの陽明学者には東林派との交流そして接近が見られる。小野氏が紹介しているように、鄒元標は顧憲成・高攀龍そして錢一本などとともに、東林書院と関係の深い宜興の明道書院で講学したことがある<sup>129</sup>。そして、東林派の官僚だった余懋衡という人物は、万曆二十五年に任地の江西吉安府永新県に明新書院を建設し、鄒元標・王時槐・鄒德泳を招いて講学させた<sup>130</sup>。

王時槐は後期の江右陽明学の重鎮であり<sup>131</sup>、鄒德泳は鄒守益の孫で彼も陽明学を奉じていた<sup>132</sup>。王時槐については、劉元卿という人物の書いた伝記によれば、陸光祖と親しく、陸光祖は吏部尚書となった後に彼を南京の太常寺卿に起用しようとしたという<sup>133</sup>。ちなみにこの劉元卿も陽明学者であり、王時槐に傾倒し<sup>134</sup>、そして張居正に反対していた<sup>135</sup>。鄒德泳はかつて太子冊立の問題で首輔の申時行を弾劾してそれを致仕に追い込むのに一役買った人物である<sup>136</sup>から、政治において鄒元標、さらに東林派の人々と同じ立場にいたことは明らかである。『明儒学案』によれば、錢一本の思想には王時槐から受け継いだものが多いという<sup>137</sup>。また、錢明氏は、王時槐の思想について顧憲成や高攀龍の評論を紹介し、陽明学と東林派の思想との間の架け橋としている<sup>138</sup>。

鄒元標・王時槐そして鄒德泳はいずれも翰林院に入ったことがないことを付け加えておきたい。この三人のほかに陽明学派と東林派の思想交流の例として、なお小野和子が紹介している泰州派の一人で桐城で崇実会館を主宰した方学漸のケースがある<sup>139</sup>。方学漸は王陽明の「無善無悪」説に批判的であり、その点において東林派の人々との強い同調が見られる。彼自身は任官したことがないが、子の方大鎮は東林派の官僚であり<sup>140</sup>、そして曾孫の方以智は東林派の流れを汲む復社の重要メンバーであった<sup>141</sup>。

万曆以来、内閣 - 翰林院体制が力強く復活するにつれ、内閣と反内閣勢力との衝突も、いよいよクライマックスを迎えた。一部の陽明学派の官僚が、反内閣の側に加わったのは、陽明学の本来の政治的傾向からすれば極自然なことである。しかし注意すべきは、この時期に反内閣闘争の主力を務めたのは、東林派として集結した人々であり、陽明学を奉ずる一部の者たちが東林に合流していくような形となったことである。この意味においては、東林派を陽明学派の後継者と見なすことができる。

但し、万曆に入ってから陽明学派には、鄒元標のような東林に同調する人物が現れる一方、内閣側に位置する者もいた。その最たる例は耿定向である。すでに触れたように、彼はかつて徐階の傘下に居り、また張居正とも共に講学する仲であった。『明儒学案』は彼について、

定向初立朝有時望。後歷徐階・張居正・申時行・王錫爵四輔、皆能無齟齬<sup>142</sup>。

定向初めて朝に立つに時望有り。後に徐階・張居正・申時行・王錫爵の四輔を歴、皆な能く齟齬無し。

と述べている。徐階はもちろんのこと、張居正・申時行・王錫爵とも、概ね良好な関係を保っていた。特に友人である張居正が首輔になると、その内閣寄りの姿勢がいよいよ鮮明になってきた。奪情をめぐる議論が起きると、耿定向は張居正に手紙を送って奪情を公然と支持し、張居正を商王朝の開祖・湯を補佐した伊尹に譬えた上で、「紛々」たる「諸議」を「此の学が明らかならざる故」のものとした<sup>143</sup>。この年に耿定向は張居正によって福建の巡撫に起用され、張居正が進めていた土地精査と税制改革、つまり「一条鞭法」の執行に当たった<sup>144</sup>。彼が張居正の死後に、張居正の「學術」は間違っていたと言い出した<sup>145</sup>のは、当初の張居正の変心と同様におかしい。さらに、申時行が首輔を務めていた時期に耿定向は引き続き内閣に近寄っていた。南京都察院の長官である都御史となった後、申時行の意向に沿って御史たち言官に対する統制を強めようとして東林派の人々に反対された。顧憲成の弟である顧允成がわざわざ「客問」なる文を著して耿定向を批判したほどである<sup>146</sup>。

張居正寄りの姿勢を示したのは耿定向のみではなかった。講学を弾圧する方向へ張居正が転じた後も、在野の王畿は書簡で

元老於師門之學、原亦相信。近因吾黨不能以實意將之、微致規切、意在相成、非有所作惡也。世人過於承望、形聲相軋、釀成紛紛之議、遂使信學之初心、混跡疑似、隱隱約約、闇而弗彰<sup>147</sup>。

元老は師門の學に於いて、原より亦た相信ず。近ごろ吾が黨實意を以て之を將<sup>たす</sup>くる能わざるに因りて、微<sup>かす</sup>かに規切を致すも、意は相い成すに在り、惡を作す有るに非ざるなり。世人承望するに過ぎ、形聲相い軋み、紛紛の議を釀成し、遂に學を信ずるの初心をして、疑似に混跡せしめ、隱隱約約にして、闇くて彰かならず。

と述べ、「師門の学」を信じていた張居正を弁護し、彼が講学を弾圧するようになったのは、一部の陽明学者が張居正の立場を理解しきれずにその奪情を諫めたことが、世間の「紛々の議」つまり張居正への批判に繋がったためだとした<sup>148</sup>。万暦の初めに王陽明の孔廟従祀の機運が強まると、王畿は一部の中央官僚に手紙を送りその協力を求めたが、その中に張元忭・朱賡そして趙志皋ら翰林院の官僚が含まれている<sup>149</sup>。これらの人々がいずれも陽明学者か陽明学寄りの人物であった<sup>150</sup>ことはいうまでもない。そして朱賡と趙志皋はいずれも後に首輔となった人物であるが、早い時期から王畿と繋がっていたのである。

陽明学者の趙志皋<sup>151</sup>が申時行の推薦で入閣し、そしてこの件で陸光祖が抗議したことはすでに言及した。趙志皋は万暦二十年三月に王家屏が致仕してから翌年の正月に王錫爵が帰省から公務に復帰するまでの期間中に代理の首輔を務め、そして王錫爵が致仕した万暦二十二年五月から二

十九年九月に病死するまで長らく首輔を務めたのであるが、明末の政治史における存在感は非常に薄い。このことについて、『明史』卷二百十九、「趙志皋伝」は

張居正柄國、權震主。申時行繼之、勢猶盛。王錫爵性剛負氣、人亦畏之。志皋爲首輔、年七十餘、耄矣。柔而懦、爲朝士所輕、詬誶四起。

張居正國を柄るに、權は主を震わす。申時行之に繼ぎ、勢は猶お盛んなり。王錫爵性剛なりて氣に負せ、人も亦た之を畏る。志皋首輔と爲るや、年は七十餘り、<sup>おいほ</sup>耄れたり。柔にして懦なり、朝士の輕んずる所と爲り、詬誶四起す。

と述べている。張居正はもちろんのこと、申時行・王錫爵も首輔としてかなりの權勢を誇ったが、趙志皋は高齢の上、「柔にして懦なり」て朝廷の官僚たちに輕んじられ、至るところから彼への攻撃が起こった、という。そして『明史』はまた

無何、南京御史柳佐・給事中章守誠言、吏部郎顧憲成等空司而逐志皋、實激帝怒。

無何にして、南京御史柳佐・給事中章守誠言う、吏部郎顧憲成ら司を空けて志皋を逐うと、實は帝の怒を激せんとす。

とも記している。顧憲成らが部署まるごと反対運動を起こして趙志皋を駆逐しようとしたというのは、神宗を怒らせるためのものであったが、顧憲成と趙志皋との関係が良かったらこのように記されないであろう。実際顧憲成は、趙志皋を沈一貫・朱賡・張位とともに「權相」の一人に数えたのである<sup>152</sup>。

もっとも趙志皋は「柔にして懦なり」といわれ、「權相」と呼ぶにはあまり相応しくない。そして彼には「權相」たらんとした志向もなかったようである。彼はかつて天子への上奏で

臣嘗於朝房待漏之處、嘗置二銘、以備觀省。…一日、以威福歸朝廷、以事權還六部、以公論付臺諫、以請托謝親友。臣懷是心、亦欲見之行事<sup>153</sup>。

臣は嘗て朝房の待漏の處に於いて、嘗て二銘を置き、以て觀省に備う。…一に曰く、威福を以て朝廷に歸し、事權を以て六部に還し、公論を以て臺諫に付し、請托を以て親友を謝る。臣是の心を懷き、亦た之を行事に見せんと欲す。

と述べている。これは明らかに、かつて徐階が打ち出した方針を受け継いだものである。同じ上奏で趙志皋は

臣等日在閣中辦事、惟上承德意、下酌部議而行之。及出至朝房諸司、有以事相告者、輒據所見以對、而聽其裁處。吏兵二部詮調陟降文武官員、吏部自巡撫九卿以上、臣或與聞、兵部自總兵以下、臣皆不與。科道以言爲職、臣等亦惟察識其言、而未嘗敢私其人。

臣ら日に閣中に在りて事を辦ずるに、惟だ上に德意を承け、下に部議を酌みて之を行うのみ。出でて朝房諸司に至るに及ぶや、事を以て相い告ぐる者有れば、輒ち見る所に據りて以て對えて、其の裁處するを聽す。吏兵の二部文武官員を詮調陟降するに、吏部は巡撫九卿より以

上、臣或いは與聞し、兵部は總兵より以下、臣皆な與らず。科道言を以て職と爲し、臣らも亦た惟だ其の言を察識するのみなりて、未だ嘗て敢えて其の人を私せず。

と、自らの方針を務めて実践していたとも表明した。それでも彼が「権相」と目されたのは、彼の下で次輔、つまり内閣のナンバーツーを務めた張位のためだったと思われる。張位は趙志皋と同じく申時行の推薦で入閣し、趙志皋と親しかったという。そして趙志皋が高齢で衰弱していたため、内閣の政務の多くは張位が処理した。内閣の地位の強化を避けて六部そして言官との緊張した関係をなんとか緩和しようとした趙志皋と違い、張位は自らへの権力の集中を望み、吏部と衝突し続けた<sup>154</sup>。しかも彼は万暦二十四年頃から神宗が始めた「鈔税」、つまり宦官による各地での物産の収奪に姑息妥協する態度を示し<sup>155</sup>、そのうえ朝鮮を侵略していた日本の討伐で敗戦した楊鎬を推薦した責任で大いに批判を招いた<sup>156</sup>。趙志皋は進んで反内閣勢力と衝突したというより、張位のような強硬な閣臣と反内閣派との間で板挟みとなったというのが、より事実と合致するであろう。

張位が内閣にいた時期に、翰林院に焦竑という陽明学者がいた。彼は耿定向が嘉靖末から隆慶初までに南京で南直隸の提学を務めていた際から手塩にかけて育てた愛弟子であり<sup>157</sup>、『明儒学案』では泰州学派に列せられている<sup>158</sup>。有名な李贄とも親交があった。万暦十七年に焦竑は状元となって翰林院修撰を授かり、未来の閣臣と目された<sup>159</sup>が、しかしその後は

竑既負重名、性復疎直、時事有不可、輒形之言論。政府亦惡之、張位尤甚<sup>160</sup>。

竑既に重名を負えば、性も復た疎直なり、時事に不可有れば、輒ち之を言論に<sup>あらわ</sup>形す。政府も亦た之を惡み、張位尤も甚だし。

と、「時事」批判を度々公言したことで、特に張位に憎まれたという。彼が張位の政治姿勢に不満を持っていたことは確実であろう。そして万暦二十二年に、神宗の長子、後の光宗が「出閣」して教育を受けるようになると、その「講官」、つまり先生の一人に任命された焦竑は光宗の教育に尽力し、『養正図説』なる書物を撰して当時の光宗に進呈しようとしたが、これが書物の作成を知らされなかった、光宗の講官の筆頭格であった郭正域の不興を買って実現しなかった<sup>161</sup>。そしてその後、この書物が偶然神宗に上呈されると、張位と郭正域は焦竑が神宗に重用されるのではないかと大いに妬んだ<sup>162</sup>。果たして万暦二十五年に焦竑は神宗直々の指名で、慣例を破る形で順天郷試の副考官に任命された。張位と郭正域はついに言官に焦竑を弾劾させ、彼を左遷した<sup>163</sup>。そして一年ぐらい後の業績評定でまた左遷の処分を受けた焦竑はついに官を辞して南京に帰り、学者として余生を送った。焦竑は明代屈指の博学家であり、一流の文章家でもあった<sup>164</sup>。この点では、翰林院の気質とよく似合う。彼の境遇から、耿定向のような極端な例を除けば、陽明学派が政権の中枢部に送り込んだ優秀なメンバーの立場は、險悪さを増してゆく政治環境の中でいよいよ苦しくなったのではないか、という印象を受ける。このような傾向は趙志皋の場合にすでに現れている。

万曆二十六年に張位は楊鎬の敗戦の責任を取らされて官職を剥奪され、その三年後に趙志皋が病死し、沈一貫が首輔を引き継いだ。彼は王錫爵と趙志皋、そして張位ら閣臣の推薦で入閣を果たした<sup>165</sup>。閣臣を十三年間、首輔を四年間務めた彼について、『明史』は

枝拄清議、好同惡異、與前後諸臣同<sup>166</sup>。

清議を枝拄し、同を好み異を惡むは、前後の諸臣と同じくす。

と評している。つまり相変わらず東林派などと対立し続けた。しかも彼と同時期の閣臣・沈鯉は鉅税などの問題で東林派に同調する姿勢を取り、沈一貫と齟齬していたため、沈一貫もこれに積極的に対抗しようとして派閥を結成し、いわゆる「浙党」のリーダーと目されたのである<sup>167</sup>。この沈一貫の首輔在任期間中に、陽明学派の歴史において起きた最大の事件が、あの有名な異端思想家・李贄の死である。

李贄は進士にならず、挙人の出身で知府までなり、知府の任期が満了すると政界を引退し、耿定向の家がある湖広の黄安県に赴き、耿定向とその弟・耿定理をパトロンとして思想・学術活動を行った。そして耿定向との間に齟齬が生ずると、隣の麻城県で隠居生活を送り続け、やがて劉東星などの庇護下に入り各地を転々とした。最後は馬経綸という人物とともに北京の隣りにある通州にやってきた<sup>168</sup>。李贄は一般的に泰州学派と目されているが、『明儒学案』では伝を立てられず、わずかに耿定向の伝で「狂禪」を煽ったと批判されているのみである<sup>169</sup>。そして顧炎武にも罵倒されており<sup>170</sup>、その思想は明代においてすでに異端視され、激しい非難を招いていた。彼が弾劾され投獄された際にも、その思想の異端たることが理由とされた<sup>171</sup>。李贄の思想が如何に「異端」であるのかについては、ここで詳しく論じることはできない<sup>172</sup>。ただ、その政治上の立場について、すこし説明しておきたい。耿定向をパトロンとしていたこと、そして張居正を高く評価していた<sup>173</sup>ことから、内閣側に与する人間といわれても仕方がないであろう。万曆二十七年に、パトロンであった劉東星の為に書いた「書晋川翁寿卷後」で

在公雖視中外如一、但居中制外、選賢擇才、使布列有位、以輔主安民、則居中爲便。吾見公之入矣。入即持此卷以請教當道、今天下多事如此、將何以輔佐聖主、擇才圖治。當事者皆公信友、吾知公決不難於一言也<sup>174</sup>。

公に在りては中外を視ること一が如しと雖も、但し中に居りて外を制し、賢を選び才を擇び、布列して位を有せしめ、以て主を輔け民を安んずるは、則ち中に居るは便たり。吾れ公の入るを見たり。入れば即ち此の卷を持ちて以て當道に教えを請え、今天下に事多きは此くの如く、將に何を以て聖主を輔佐し、才を擇び治を圖らんとするかと。當事者は皆な公の信友なれば、吾公の決して一言に難からざるを知るなり。

と述べている。劉東星の入閣の可能性が高まってきたことを受けての発言である。そこで李贄は劉東星に、入閣したら「当道」に治国の方策について尋ねるようにといったが、その真意が入閣後に自分が伝えた方策をもってほかの閣臣たちを説得するよう勧めることにあったことは、その

次の一文からわかる。そして当時の閣臣たちは皆劉東星の「信友」であったから、彼らの説得は可能だと李贄は述べた。万曆二十七年の閣臣は趙志皋と沈一貫である。劉東星は沈一貫とともに隆慶二年に庶吉士に選ばれた者であり<sup>175</sup>、趙志皋はこの年の探花である。「信友」云々は、決して事実無根ではない。また、李贄が内閣 - 翰林院体制内にいる劉東星に接近したのも、決してお門違いではない。李贄は政界の情勢に詳しく、退職した後に思想界で活動したのみならず、中央の政治にも関わろうとしたのである。

そして、彼はいかなる方策を劉東星に伝えたのか。この文で彼は「賢を選び才を択び、布列して位を有せしめ」よといった。これはかつて王陽明たちが主張したのと同じものであり、内閣は六部などへの干渉をやめて反対勢力との関係を改善すべきという意味で捉えることができる。そして同じ年に書いた「復晋川翁書」で、李贄は

天下無不可爲之時、…但貴如常處之、勿作些見識也。果有大力量、自然默默斡旋、人受其賜而不知。…夫臣子之於君親、一理也。天下之財皆其財、多用些亦不妨。天下民皆其民、多虐用些亦只得忍受。但有大賢在其間、必有調停之術、不至已甚足矣。只可調停於下、斷不可拂逆於上<sup>176</sup>。

天下は爲すべからざるの時無く、…但だ常が如く之を處し、<sup>いささか</sup>些の見識を作す勿きを貴ぶのみ。果たして大力量有れば、自然に默默として斡旋し、人其の賜を受くるも知らず。…夫れ臣子の君親に於いては、一理なり。天下の財は皆な其の財なり、些を多く用いても妨げず。天下の民は皆な其の民なり、些を多く虐用しても亦た只だ忍受するを得るのみ。但し大賢有りて其の間に在れば、必ず調停の術有り、已甚に至らしめざれば足る。只だ下に調停すべきのみ、斷じて上に拂逆すべからず。

と述べている。東林派のように「上に拏逆」し、つまり公然と天子を批判してはならず、黙々と「斡旋」し、「調停」しようとは彼は説いた。そして天子が天下の財をより多く使おうとするのも民が多少虐げられるのも仕方がなく、ただ「調停の術」によってそれを我慢できる範囲に止めればよい、というのが李贄の意見であった。かつて

天子之所是未必是、天子之所非未必非、天子亦遂不敢自爲非是、而公其非是於學校<sup>177</sup>。

天子の是とする所は未だ必ずしも是とせず、天子の非とする所は未だ必ずしも非とせず、天子も亦た遂に敢えて自ら非是を爲さずして、其の非是を學校に於いて公にす。

と述べ、また

然則爲天下之大害者、君而已矣。向使無君、人各得自私也、人各得自利也<sup>178</sup>。

然らば則ち天下の大害たる者は、君のみ。<sup>も</sup>向し君無かしむれば、人は各自らを私するを得るなり、人は各自らを利するを得るなり。

とも述べている黄宗羲が、李贄を『明儒学案』に入れなかったのは、当然のことであろう。このことが、李贄が東林派、そしてその流れを汲む黄宗羲・顧炎武らに憎まれた一因だったと思われる。

さて劉東星がついに入閣できず、李贄も結局、劉東星の「信友」だった沈一貫によって死に追い込まれたのは、歴史の彼に対する大きな嘲りのように見える。李贄の死について、『万曆野獲編』はこのように記している。

壬寅曾抵郊外極樂寺、尋通州馬誠所經綸侍御留寓於家。忽蜚語傳京師、云卓吾著書醜詆四明相公。四明恨甚、蹤跡無所得。禮垣都諫張誠字明遠遂特疏劾之、逮下法司、亦未必欲遽置之死。李憤極自裁<sup>179</sup>。

壬寅に曾て郊外の極樂寺に抵り、尋いで通州の馬誠所經綸侍御は家に留寓す。忽ち蜚語京師を傳わり、卓吾書を著して四明相公を醜詆すると云う。四明恨むこと甚だなるも、蹤跡は得る所無し。禮垣の都諫張誠字明遠は遂に特疏にして之を劾し、逮えて法司に下すも、亦た未だ必ずしも遽に之を死に置かんと欲せず。李憤り極まりて自裁す。

また別所では

黃慎軒暉以宮僚在京時、素心好道、與陶石簣輩結淨社佛。一時高明士人多趨之、而側目者亦漸衆、尤爲當途所深嫉。壬寅之春、禮科都給事張誠字問達崑疏劾李卓吾、其末段云、近來縉紳士大夫、亦有捧呪念佛、奉僧膜拜、手持數珠、以爲律戒、室懸妙像、以爲皈依、不遵孔子家法、而溺意禪教者。蓋暗攻黃慎軒及陶石簣諸君也。不十日、而禮卿馮琢庵琦之疏繼之、大抵如張都諫之言。上下旨云、覽卿等奏、深於世教有裨。仙佛原是異術、宜在山林獨修。有好尚者、任解官自便去。勿以儒術並進、以惑人心。蓋又專指黃暉、逐之速去矣。時康御史丕揚亦有疏與馮疏同日上、則單參達觀、及朝士附會之非。二疏同時、填篋相和。張・康承首揆風旨不必言、馮宗伯非附四明者、特好尚與黃偶異耳。黃即移病請急歸、再召遂不復出、與陶石簣俱不失學道本相<sup>180</sup>。

黃慎軒暉宮僚を以て京に在る時、素より心に道を好み、陶石簣の輩と淨社佛を結ぶ。一時高明士人は多く之に趨り、しかして側目する者も亦た漸く衆く、尤も當途の深く嫉む所と爲る。壬寅の春、禮科都給事の張誠字問達崑疏にして李卓吾を劾し、其の末段に云く、近來縉紳士大夫も、亦た呪を捧げ佛を念じ、僧を奉じて膜拜し、手に數珠を持ち、以て律戒と爲し、室に妙像を懸け、以て皈依と爲し、孔子の家法に遵わずして禪教に溺意する者有り、と。蓋し暗に黃慎軒及び陶石簣の諸君を攻むるなり。十日ならずして、禮卿の馮琢庵琦の疏之に繼ぎ、大抵は張都諫の言が如し。上旨を下して云く、卿らの奏を覽るに、深く世教に裨有り。仙佛原より是れ異術なれば、宜しく山林に在りて獨修すべし。好尚する者有れば、官を解きて自ら便ち去るに任す。儒術を以て並進し、以て人心を惑わす勿れ、と。蓋し又た専ら黃暉を指し、之を逐いて速く去らしめんとす。時に康御史丕揚も亦た疏有りて馮疏と同日に上り、則



ち單に達觀、及び朝士附會するの非なるを參ず。二疏同時にして、填箎相和す。張・康首揆の風旨を承くるは言うに必<sup>およ</sup>ばず、馮宗伯は四明に附する者に非ず、特だ好尚<sup>たまたま</sup>黄と偶異なるのみ。黄即ち移病して急歸するを請い、再び召されても遂に復た出でず、陶石簣と俱に學道の本相を失わず。

とも記した。二説には齟齬があるが、二つ目の記述に出てくる陶石簣、つまり陶望齡という人物の記述と合わせて考えれば、第二説のほうが正しいであろう<sup>181</sup>。陶望齡は陽明学者であり、『明儒学案』では泰州学派に列せられているが、王畿の流れも汲んでいた<sup>182</sup>。彼、そして彼と結社と作っていた黄輝は、焦竑と同じく万曆十七年の進士であり、陶望齡は翰林院の編修を授かり、黄輝は庶吉士となった。彼らは万曆二十七年、二十八年の間に、有名な文章家、いわゆる「公安派」のリーダーである袁宗道・袁宏道兄弟らと結社を作って禪を談じ、一部の官僚たちが彼らに従ったという<sup>183</sup>。袁宗道も当時は翰林院の官僚であった。陶望齡も詩文の名家であり<sup>184</sup>翰林院の者たるに恥じないが、仏学を好むのは、後期の陽明学派、特に泰州学派と浙中王門の風潮と一致している。李贄もいうまでもなく仏学に通じており、陶望齡と黄輝らのこの結社の活動に参加していた<sup>185</sup>。そして首輔の沈一貫がこの結社を憎んだことが、李贄が逮捕され、そして自殺に追い込まれた真の原因だったようである。では沈一貫はなぜこの結社を憎んだのか。

万曆三十一年に、いわゆる「妖書案」という不可解な事件が起こり、沈一貫はこれを機に対立していた沈鯉、そして沈鯉側の郭正域を陥れようとした<sup>186</sup>。『明儒学案』は、この時に陶望齡が沈一貫の自宅に赴いて後者を非難し、また沈一貫一味の閣臣・朱賡をも責めたと記している<sup>187</sup>。沈鯉は東林派に近い人物であることはすでに述べた。このことは陶望齡、そして彼と近い黄輝らの普通の政治的立場を示していると思う。このような政治的立場ゆえに、陶望齡らは沈一貫に嫌われたのであろう。そして「妖書案」に郭正域や沈鯉周辺の人物と交遊を持つ紫柏達觀（積真可）という有名な僧人が巻き込まれ、やはり投獄されて死に追い込まれた<sup>188</sup>。この紫柏達觀は李贄事件が起こる前に北京で活動しており<sup>189</sup>、彼と李贄への攻撃はほぼ同時に起こった<sup>190</sup>。その目的は突き詰めれば黄輝や沈鯉など沈一貫と対立した者たちに打撃を加えることである。

陶望齡はかつて上疏で

臣聞天下之患、莫大於上不交而下不安。…今大臣所是、小臣所非。相援相訐、似成曹偶。下以非法爭法、上以煩言止言。…或一議反覆而數月未定、一語糾結而累牘不止、殿陛之上、幾若訟廷。大臣與小臣不交者、二矣<sup>191</sup>。

臣聞くならくは天下の患、上交わらずして下安んぜざるより大なる莫し。…今大臣の是とする所は、小臣の非とする所なり。相い援け相い訐<sup>あほ</sup>くは、曹偶と成るに似たり。下は非法なるを以て法を争い、上は煩言なるを以て言を止めんとす。…或いは一議反覆して數月にして未だ定まらず、一語糾結して累牘にして止まず、殿陛の上は、幾ど訟廷が如し。大臣と小臣と交わらざる者は、二なり。

と述べていた。やはり彼は「大臣と小臣が交じら」ない現状に不満を持っていたのである。妖書事件後、陶望齡はやがて帰郷し、二度と官界へ復帰しなかった<sup>192</sup>。それ以後、党争が空前の熾烈さで明の滅亡まで繰り返され、さらに南明の小朝廷にまで持ち越されたが、内閣とその周辺に身を置く陽明学派の者はもはや現れることがなかった。権力の中心に食い込んでも結局は独裁者にはついて行けず、落ちこぼれてしまったのである。

## 結論

本章をもって、陽明学と明の政治についての考察を終える。王陽明の死後、陽明学派は政治の舞台において、様々な紆余曲折を経験した。それでも本文の考察を通じ、王陽明の死後における、ひいては陽明学の誕生からの陽明学派の政治活動に、内閣への反対と加担という二つの流れを見出すことができる。そしてこれらの流れは、明の特殊な政治制度と様々な政治環境が引き起こした、内閣側の勢力と反内閣側の勢力との闘争という背景の下で起こった現象であり、また双方の衝突に逆作用したものである。陽明学派は元々、王陽明本人を含む政治的地位が比較的に低く内閣 - 翰林院体制の下で抑圧されやすい人々を主力として成立したものであり、政治において常に反内閣の傾向を持っていたのはごく自然なことである。しかし学派の一部のメンバーが政界での地位を高めていき、やがて政界の頂点である内閣を掌握するにつれ、内閣側に取り込まれる者たちも現れ、学派に分裂を来たしたのである。万暦年間に入ると、内閣側と反内閣側の闘争が熾烈化していき、そして分裂した陽明学派は、ついに反内閣の勢力の集結軸になれなかった。新たに反内閣の旗手となったのが東林派であり、一部の陽明学者がこれに合流した。本文で考察したように、東林派に合流した陽明学者には、鄒元標や王時槐、鄒德泳など、『明儒学案』で「江右王門」に列せられている者が多い。一方では、内閣の周辺に位置する陽明学者も数多く存在し、中でも泰州学派と浙江の陽明学者が多い。何心隱・顔山農から羅汝芳・耿定向、さらに李贄や焦竑・陶望齡などは泰州学派のメンバーである。王畿は『明儒学案』のいう「浙中王門」の代表人物であり、彼の流れを汲んだ陶望齡、そして首輔の趙志皋は共に浙江の人間である。これらの陽明学者には、耿定向のような露骨に内閣に追随する人物もいるが、内閣の権力拡張に歯止めをかけようとする底流がなお温存されており、党争が熾烈さを日々増していく中で、これらの人々は党争の双方の間で板挟みとなり、やがて政治の舞台から姿を消したのである。かくして陽明学派は解体し、そして一部を東林派に吸収され、その明の政治史における役割を終えたのである。

---

<sup>1</sup> 吉林出版集团有限责任公司、2008年。

---

<sup>2</sup> 『東洋史研究』第71巻第1号、2012年。

<sup>3</sup> 社会科学文献出版社、2004年。

<sup>4</sup> 『全集新編本』巻二十六、「五経臆説十三條」。

<sup>5</sup> 『全集新編本』巻二十一、「與黄宗賢三」。

<sup>6</sup> 同前注。

<sup>7</sup> 『明世宗実録』巻九十八、嘉靖八年二月甲戌

吏部會廷臣議故新建伯王守仁功罪、言、守仁事不師古、言不稱師、欲立異以為名、則非朱熹格物致知之論。知衆論之不與、則著朱熹晚年定論之書、號召門徒互相唱和。才美者樂其任意、或流於清談。庸鄙者借其虛聲、遂敢於放肆。傳習轉訛、悖謬日甚。其門人為之辯謗、至謂杖之不死、投之江不死、以上瀆天聽、幾於無忌憚矣。若夫剿峯賊、擒除逆濠、據事論功、誠有可錄。是以當陛下御極之初、即拜伯爵。雖出於楊廷和預為己地之私、亦緣有黃榜封侯拜伯之令。夫功過不相掩、今宜免奪封爵、以彰國家之大信、申禁邪說、以正天下之人心。上曰、卿等議是。守仁放言自肆、抵毀先儒。號召門徒、聲附虛和。用詐任情、壞人心術。近年士子傳習邪說、皆其倡導。至於宸濠之變、與伍文定移檄舉兵、仗義討賊、元惡就擒、功固可錄。但兵無節制、奏捷誇張。近日掩襲寨夷、恩威倒置。所封伯爵、本當追奪、但系先朝信令、姑與終身。其歿後恤典、俱不准給。都察院仍榜諭天下、敢有踵襲邪說、果於非聖者、重治不饒。

<sup>8</sup> 『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」

萼暴貴喜功名、風守仁取交趾、守仁辭不應。…萼遂顯詆守仁征撫交失、賞格不行。

もともと「王守仁伝」では桂萼はかねてから王陽明と不仲であり、王守仁を推薦したのも張璁に迫られたからと記しているが、一方「桂萼伝」は、推薦するまで桂萼は王陽明に好意的だったような記述の仕方をしている。

『明史』巻一百九十五、「王守仁伝」

守仁之起由璁・萼薦、萼故不善守仁、以璁強之。

巻一百九十六、「桂萼伝」

然王守仁之起也、萼實薦之。已、銜其不附己、力齟齬。

<sup>9</sup> 『嘉靖以来首輔伝』巻二

桂萼之爲吏部、尤私其所厚善、而修睚眦怨。…獨以名薦魏校爲國子祭酒、屬使代疏草、其條對及經學時政往往精深、當上意。…而校與新建伯王陽明爭名不相下、萼爲之搆守仁、奪世封。

---

<sup>10</sup> 楊正顯「一心運時務——正徳時期（1506 - 21）的王陽明」（国立清華大学歴史所博士学位論文、2008年）97 - 98頁を参照。魏校の思想については、『明史』卷二百八十二、「魏校伝」に紹介があるが、基本的には朱子学の立場を取っている。

<sup>11</sup> 『明史』卷一百九十五、「王守仁伝」

守仁既卒、桂萼奏其擅離職守。帝大怒、下廷臣議。

王陽明が勝手に離任したことは事実である。病勢が進んでいたため、一刻も早く帰郷しようとしたのがその理由である。『陽明先生年譜』（以下『年譜』）嘉靖十年十月条を参照。

<sup>12</sup> 『明史』卷一百九十五、「王守仁伝」

萼遂顯詆守仁征撫交失、賞格不行。獻夫及霍韜不平、上疏爭之、…帝報聞而已。

なお、王陽明への処分が決まったのを受け、黄綰が王陽明を弁護する上疏を行ったことが、『年譜』嘉靖八年二月条に記されている。この上疏はそのまま黙殺された。給事中の周延が王陽明の弁護に加わると左遷の処分を受けたとも記されている。

<sup>13</sup> 注7を参照。

<sup>14</sup> 『万曆野獲編』卷二、「講學見絀」条。

<sup>15</sup> 『世宗実録』卷一百五十九、嘉靖十三年二月乙亥

先是、南京禮部主客司郎中鄒守益引疾乞歸、行南京禮部覈實。時尚書嚴嵩尚未抵任、令禮部左侍郎黄綰方以右侍郎攝部篆。久之未報、而守益已回籍年餘矣。至是、吏部尚書汪鋐發其事、…因劾綰。…於是綰上章自理、且云、釁端所由起有三。臣雅與輔臣張孚敬交厚、及孚敬在政府、屢有規正、見謂譏切、一也。孚敬與尚書夏言不相能、而臣為言同僚、每欲調和兩人、孚敬反生疑惡、二也。大同之變、孚敬立（力？）主征剿、而臣議當撫安、意見相左、三也。臣嘗語孚敬曰、聖明在上、宵旰求理、第使二三大臣得人、公平好惡、弗事險欺、則宿習可回、至治可望。鋐疑臣所云者蓋指己也、故甘為孚敬鷹犬、攻撃臣以快其私。

黄綰の上疏から、この弾劾は張璁の意向によるものでもあったことが窺える。黄綰の日頃からの張璁への勧告は受け入れられることがなく、さらに夏言との関係および大同事件での意見対立も加わり、ますます張璁の恨みを買った。

<sup>16</sup> 前注、また『明儒学案』卷十三、「浙中王門学案三・知府季彭山先生本」を参照。

<sup>17</sup> 但し『明史』卷一百九十六、「方獻夫」伝によれば、方獻夫はこの前に世宗から処分を受けて帰郷しており、召還の命を受けて北京についたのは、嘉靖十一年の五月である。閣臣となったのも北京に着いた時点である。『年譜』と『明史』のいずれかが年月を間違えていると考えられる。

<sup>18</sup> 楊名は任官してから羅洪先、そして薛侃・歐陽徳らから陽明学を学んだ。『国朝献徴録』卷二十一、羅洪先「翰林院編修楊公実卿墓誌銘」

紹興良知之學、初聞于予、予亦數數言之。獨君心契、時就薛君侃・歐陽君徳問所以。

<sup>19</sup> 『明人伝記資料索引』で確認したところ、引用文にある錢徳洪から傅頤までの諸人は、王惟賢を除いてすべて嘉靖十一年の進士である。王惟賢も同じく嘉靖十一年の進士であることは『嘉靖十一年進士登科録』から確認できる。林春は王良の弟子であり、徐樾も一時王陽明に学んでから主に王良に学んでおり、陽明学の第三世代と見ることができる。

<sup>20</sup> 『明儒学案』巻十八、「江右王門学案三・文恭羅念菴先生洪先」によれば、羅洪先は少年時代に王陽明に憧れて『伝習録』を熟読したが、ついにその門下で学ぶことができなかった。注 18 の引用文からすれば、任官してからは薛侃や歐陽徳らと講学していたであろう。

<sup>21</sup> 『明世宗実録』巻一百二十八、嘉靖十年七月戊午

行人司司正薛侃上言、祖宗分封宗室、留親王一人在京司香、俗呼為首城王。有事或為居守、或代行禮、其為國家慮至深遠也。列聖相承、莫之或改。正徳初、逆瑾懷異、遂並出封。乞查覆舊典、于親藩中擇其親而賢者、迎取一人入京為守城王、選端人正士為輔導。他日東宮生長、其為輔王、亦不可缺。如有以次皇子、則仍出封大國。願以臣言下廷臣會議。上怒曰、侃狂妄奏瀆、大肆奸惡。法司會文武大臣及科道官逮至午門前、追究明白、要見舊典在何祖訓。所言親王、必有交通及主使者、一一具實以聞。…孚敬因先録侃稿以進、謂出于言、且云編脩歐陽徳見其疏、亦以為可進。

ここで引用されている薛侃の上奏の内容は、『薛中離先生全書』巻七にある「復旧典以光聖徳事疏」と若干の異同がある。そして後者では「首城王」という表現がなく、二箇所とも「守城王」となっている。

<sup>22</sup> 『明史』巻二百六、「魏良弼伝」。

<sup>23</sup> 『明史』巻二百七、「楊名伝」。

<sup>24</sup> 陳永革編校整理『歐陽徳集』（鳳凰出版社、2007年）巻六、「家書抄七」

當柄之臣、初甚重陽明公、已而漸生齟齬。蓋始而薛中離、繼而唐子忠・朱子禮・魏水洲諸人、皆不利於柄臣。黃致齋・王定齋又嘗為水洲解怨於柄臣、而水洲竟有論劾、遂並疑二公相黨以相害。諸公皆陽明之徒也。忌疾競進者、因而進讒、將以抑人之進而伸己。而有怨者又復醞釀其間、故諸公皆落職。今日為鄒東廓告病擅自回籍、吏部忽然查奏、并及南禮部行勘不報、追罪黃久庵・季明德外補。久庵乃柄臣之最厚者。以其所甚厚之人、而排之至此、此非有所激於中、而又有醞釀之者耶。況鄒・季二公又皆吾黨。奏中又以學為言、其意居可知矣。君子見幾而作、不俟終日、恨無間可乘。苟有間、吾即為投簪之計。若吾弟得捷、則吾去益有名矣。努力努力。即不得捷、歸計亦未可緩。君子得其志則行、不得其志則止。況吾事君之日長、事親之日短。向時徒以仰事俯育牽制、乃今則可以無累矣、復何所係哉。

この手紙の日付は甲午、つまり嘉靖十三年の閏二月五日。

<sup>25</sup> 『明史』巻一百九十六、「夏言伝」。

---

時士大夫猶惡孚敬、恃言抗之。言既以開敏結帝知、又折節下士。御史喻希禮、石金請宥大禮大獄得罪諸臣。帝大怒、令言劾。言謂希禮・金無他腸、請帝寬恕。帝責言對狀、逮二人詔獄、遠竄之、言引罪乃已。以是大得公卿間聲。

<sup>26</sup> 『王畿集』卷二十、「刑科都給事中南玄戚君墓誌銘」

先是、給事中葉洪劾汪冢宰某被謫、而參議韋商臣・王臣輩素爲當事者嫌怒、至是果皆被黜、即論救如旨。又以汪某所倚自固者在內閣輔臣、並上罪狀。上信君之言、汪與輔臣先後罷去。

<sup>27</sup> 『国朝獻徵録』卷八十六、羅洪先「刑科都給事中南玄戚君賢行狀」

辛丑三月起復、補刑科都給事中。是年廷試進士、上…又以皇太子漸長、宜行奉先殿謁見禮、兼欲舉庶吉士之選。會輔臣有疾、上溫言勞其良苦、且以數事委之審議。而士之緣幸以進者、略無顧籍。君日擊心痛、以爲…輔臣蒙恩禮亦已極矣、曾不悔改、以報知遇、是尚可以坐視乎。乃上疏曰、…臣願今歲所選、盡從人望、不必泥甲第、限名數。…故事、選庶吉士主於輔臣、而教養屬之館閣、皆據資序以遣、無所選擇。及上用公言、諸大臣叢怒、恐其復動上意。

<sup>28</sup> 『統藏書』卷二十二、「理学名臣・郎中王公」

時相夏貴溪議選公僚、其壻吳儀制春、公門生也、首以公薦。貴溪曰、吾亦聞之、但恐爲文選所阻、一往投刺乃可。公謝曰、補宮僚而求之、非所願也。貴溪怒曰、人投汝懷、乃敢却耶。若負道學名、視我爲何如人。遂大恨。

<sup>29</sup> 『明史』卷二百八、「戚賢伝」。「偽学の小人、党同して妄りに薦す」との一文は、『王畿集』卷二十、「刑科都給事中南玄戚君墓誌銘」に見える。

<sup>30</sup> 『統藏書』卷二十二、「理学名臣・郎中王公」

踰年當考察、貴溪使謂考功薛應旂曰、王某偽學有明旨、即黜一人、不可遺。考功雖附勢、猶畏公議、未敢決。而時知公者交以書責考功、唐太史順之至以爲不復知人間廉恥事。考功怒、遂決去以快意、而因厚自結於貴溪。

<sup>31</sup> 『明史』卷二百八十三、「儒林二・羅洪先伝」。

<sup>32</sup> 『明儒学案』卷二十六、「南中王門学案二・襄文唐荆川先生順之」

先生之學、得之龍溪者爲多、故言於龍溪只少一拜。

但し、彼が陽明学者となった時期は確定できない。

<sup>33</sup> 『明史』卷二百八十三、「儒林二・錢德洪伝」。

<sup>34</sup> 例えば嘉靖十六年に、湛若水・王陽明兩派の書院に対する禁制令が発せられた。『明世宗実録』卷一百九十九、嘉靖十六年四月壬申

御史遊居敬論劾南京吏部尚書湛若水學術偏詖、志行邪偽、乞賜罷黜、仍禁約故兵部尚書王守仁及若水所著書、並毀門人所創書院、戒在學生徒毋遠出從游、致妨本業。疏下吏部、覆言、若水嘗潛心經學、希迹古人、其學未可盡非。諸所論著、容有意見不同、然於經傳多所發明。

---

但從遊者日衆、間有不類、因而為奸、故居敬以為言。惟書院名額、似乖典制、相應毀改。上曰、若水已有旨諭留、書院不奉明旨、私自翬建、令有司改毀。

<sup>35</sup> 『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』第24卷第1号、1991年。

<sup>36</sup> 『万曆野獲編』卷十四、「祀典」

時正議禮紛紛、前朝祀典、多所更改。…又如孔廟易像為主、易王為師、尚為有說。至改八佾為六、籩豆盡減。蓋上素不樂師道與君並尊、永嘉伺得微旨、建議迎合。

<sup>37</sup> 『嘉靖以來首輔傳』卷五

時上好更定禮制、…而首揆張孚敬緣上指而發之、…階獨條其三不必五不可、狀甚辨。疏上、報聞。孚敬坐朝堂、召階盛氣詰之。階徐理前說、…孚敬語塞、怒曰、若叛我。階正色曰、叛者生於附者也。階故未嘗附明公、何得言叛。長揖出。

<sup>38</sup> 『万曆野獲編』卷十四、「先聖木主」

徐文貞抗論孔廟事、上恚甚、既逐之、又下旨云、徐階天下小人、永不許擢用。

<sup>39</sup> 注37を参照。

<sup>40</sup> 『嘉靖以來首輔傳』卷一

萼璉雖以當上心驟貴、而翰林諸臣皆賤之、不欲與共功名、宏亦不能異也。以故萼璉為詹事兼學士、而兩修實錄、經筵日講、主鄉試、教習庶吉士、皆抑弗得與、具員而已。萼璉以是復恨宏、甚於恨楊廷和。

<sup>41</sup> 『明史』卷一百八十六、「許讚傳」

詔選官僚、閣臣多引私黨、言官劾罷十餘人、帝以屬吏部。讚乃舉霍韜・毛伯溫・顧璘・呂柟・鄒守益・徐階・任瀚・薛蕙・周鈇・趙時春等。詔璘・柟・蕙仍故官、餘俱用之。

<sup>42</sup> 注25を参照。

<sup>43</sup> 『明史』卷二百八十三、「鄒守益傳」。

<sup>44</sup> 『統藏書』卷十八、「尚書鄭端簡公」

公為學雖主用世、而於性命之說、義利之辨、咸能剖析精微、直窺堂奧。

<sup>45</sup> 中氏は徐階が自ら心境の変化を語った史料について紹介している。徐階の文集である『世經堂集』の卷十一にある、「送少參莓崖周公赴河南序」という送別文に見える

階始舉進士於京師、每好為狂言、人率以為罪。獨莓崖周公與階志相合也。公之言曰、天生舌於人而使能言、豈宜啞自全已哉。…其後…歷七年三遷為江西按察僉事。而階繼自翰林以妄議孔子祀典出司刑延平、歷八年三轉而督學於此、以與公會。於是階既重自懲艾、公亦涵養深粹、不欲相尚以言。然偶值無事、兩人者獨相對、其故態不自覺其復作、輒又相與太息而別。

という文章である。

<sup>46</sup> 『明史』卷一百九十六、「夏言傳」

海內士大夫方怨嵩貪伎、謂言能壓嵩制其命、深以為快。

---

<sup>47</sup> 嚴嵩の号は「介谿」である。

<sup>48</sup> 『静志居詩話』卷十

分宜通籍即見知於獻吉・仲默、旋請假還里、讀書鈴山者七年。獻吉遠訪之山中、作鈴山堂歌以贈。於時子衡・華玉・廷實・子鍾・允寧・應德輩交相引譽。又走使萬里、索用修點其詩、可稱好事矣。

獻吉は李夢陽、仲默は何景明のことであり、子衡・華玉・廷實・子鍾・允寧・應德は、それぞれ王廷相・顧璘・辺貢・崔銑・王維禎・唐順之のことである。用修は楊慎のことである。

<sup>49</sup> 『列朝詩集』丁集卷十一、「嚴少師嵩」

少師初入詞垣、負才名。謁告還里、居鈴山之東堂、讀書屏居者七年、而又能傾心折節、要結勝流。若崔子鍾・楊用修・王允寧輩、相與引合名譽、天下以公望歸之。

<sup>50</sup> 乾隆二十五年『袁州府志』卷二十八、「古蹟」

鈴山堂。在分宜縣學東。少師嚴嵩爲編修時、謝病讀書於此、題曰讀書園。初名東堂、尚書邵寶記。後作堂面鈴、故名。都御史王守仁書匾。

<sup>51</sup> 『鈴山堂集』については、筆者は京都大学人文研究所所蔵の嘉靖三十八年刊本の影印本および、『四庫全書存目叢書』に収録されているものの二種類を参照したが、湛若水の序文は『四庫全書存目叢書』本にのみ見える。『四庫全書存目叢書』本の底本はその説明によれば、「北京大学図書館蔵明嘉靖二十四年刻増修本」であるが、しかし湛若水の序文の日付は嘉靖三十年の四月二十一日となっているから、明らかに嘉靖三十年以降に出版されたものである。

<sup>52</sup> 『明儒学案』卷三十三、「泰州学案二・文肅趙大洲先生貞吉」。

<sup>53</sup> 『徐氏海隅集』文編卷十四、「冰庁札記」

内江趙先生貞吉以庚戌北虜犯關、…持議過激、頗指摘分宜。分宜銜之、後坐貶邊方雜職。…丙辰秋、齎表入賀萬壽、…先生臨行、執白主事手語之曰、別後介老必問君、趙某在京師有何言、君弟曰趙言公詩文當爲我朝第一人而已。已而分宜果偵之白、白對如先生言、分宜大喜。…自是先生官起矣。

<sup>54</sup> 注 48 を参照。

<sup>55</sup> 『明儒学案』卷二十六、「南中王門学案二・襄文唐荆川先生順之」

東南倭亂、先生痛憤時艱、指畫方略於當事。當事以知兵薦之、起南部車駕主事。…先生晚年之出、由於分宜、故人多議之。

また、次の注を参照。

<sup>56</sup> 『明史』卷二百八十三、「儒林二・羅洪先伝」

順之應召、欲挽之出、嚴嵩以同郷故、擬假邊才起用、皆力辭。



---

実際、羅洪先は江西の吉安府吉水県の人であり、嚴嵩と同じ県の出身ではなかったが、嚴嵩の郷里である分宜県が属していた袁州府は、吉安府のすぐ隣りにあった。また、聶豹は吉安府永豊県の人であり、嚴嵩との間には同じく同郷関係が成立した。『明史』卷二百二、「聶豹伝」

豹本無應變才、而大學士嵩與豹鄉里、徐階亦入政府、故豹甚爲帝所倚。

<sup>57</sup> 『四友齋叢說』卷二十六

嚴介老之詩、秀麗清警、近代名家鮮有能出其右者。作文亦典雅嚴重。烏可以人而廢之。且憐才下士、亦自可愛。但其子黷貨無厭、而此老爲其所蔽、遂及於禍。又豈可以子而廢其父哉。

余嘗至南京、往見東橋。東橋曰、嚴介溪在此甚愛才、汝可往見之。爾時介溪爲南宗伯。東橋即差人持帖子送往。某賣一行卷、上有詩數十首。此老接了、即起身作揖過、方纔看詩。至諷牛女情隨此夜盡、恩是隔年留等句、皆摘句歎賞。是日遂留飯。后壬子年至都、在西城相見、拳拳慰問、情意曖然。後亦數至其家、見其門如市、而事權悉付其子。可惜可惜。

<sup>58</sup> 『林居漫錄』前集卷三

分宜當國、附離之者、極意卑諂。…華亭・餘姚、伴食中書、曲盡側媚之態、當時以嚴氏二妾目之、亦稱情云。

<sup>59</sup> 『万曆野獲編』卷二十四、「書院」。

<sup>60</sup> 『明儒學案』卷三十七、「南中王門學案三・文貞徐存齋先生階」は、嘉靖三十二年、三十三年、そして三十七年の三回しか記していないが、呉震『明代知識界講學活動系年』（学林出版社、2003年）によれば、嘉靖三十九年そして嘉靖四十四年にも開催された。さらに顔山農がかつて三十五年の大会に参加したと述べたことも、同書は記録に取り入れている。

<sup>61</sup> 『盱壇直詮』下卷。この書物は羅汝芳の弟子が師の言論と事跡を集めて編纂したものである。

<sup>62</sup> 『明儒學案』卷三十四、「泰州學案三・參政羅近溪先生汝芳」。

<sup>63</sup> 明代の入覲、或いは朝覲は会試と同じく三年ごとに行われ、しかも会試と同じ年に行われていた。注 60 で述べた六回の講会の中で、三十二年・三十五年・四十四年の三回は会試と入覲の年に当たる。

<sup>64</sup> 『盱壇直詮』下卷。

<sup>65</sup> 『明儒學案』卷十五、「浙中王門學案五・侍郎王敬所先生宗沐」と卷三十八、「甘泉學案二・侍郎何吉陽先生遷」。何遷は「甘泉學案」、つまり湛若水一派の學案に入れられているが、しかし王・湛両派は、当時極めて親密な関係にあり、両方に入門していた人物も少なくなかった。

<sup>66</sup> 『盱壇直詮』下卷

壬戌、師在京、大修部司火房集。一山羅公・合溪萬公・小魯劉公・見羅李公・魯源徐公輩、日夕聚論、商確理學。

<sup>67</sup> 『盱壇直詮』下卷

---

未幾、師補寧國守、往辭存齋徐公、公不發一語。師莫知其故、出遇五臺陸公、問之。公曰、徐公久爲兄謀、而無善地、意在南考功。而部不知、就兄寧國、此大失公初意耳。

この記述に出てくる「五台陸公」とは陸光祖という人物である。後述するように、彼も陽明学者であり、しかも徐階が首輔を務める期間中に吏部で官僚の人事を司るポストを占めていた。この記述からは、彼と徐階との親密な関係が窺える。また、『穀山筆塵』巻四では、陸光祖は徐階の門人であり、徐階とともに講学したとされている。

廣平蔡國熙者、故華亭門下士也、以講學事華亭、號爲入室。…平湖陸五台光祖者、亦華亭門人、與蔡同侍揮麈。

そして徐階が羅汝芳を充てようとした「南考功」とは、恐らく南京吏部考功司の郎中であり、これもやはり人事権を握る重要なポストである。

<sup>68</sup> 吳震『明代知識界講学活動系年』247頁、252 - 255頁を参照。

<sup>69</sup> 徐階はかつて浙江と江西で提学の任にあったが、両地はともに陽明学の中核地域である。浙江で彼が天真書院の増築に関わったことは、『年譜』「附録一」嘉靖十五年条に記されている。江西で彼は王陽明の祠を建設し、そして各地の陽明学者と生員を招いて大規模な集会を開いた。

『年譜』「附録一」嘉靖十八年

江西提學副使徐階建仰止祠於洪都、祀先生。自階典江西學政、大發師門宗旨、以倡率諸生。於是同門吉安鄒守益・劉邦采・羅洪先、南昌李遂・魏良弼・良貴・王臣・裘衍、撫州陳九川・傅默・吳悌・陳介等、與各郡邑選士俱來合會焉。魏良弼立石紀事。

<sup>70</sup> 『明儒学案』巻十七、「江右王門学案二・文莊歐陽南野先生徳」

先生以講學爲事。當是時、士咸知誦致良知之說、而稱南野門人者半天下。

そして第二章の注79で言及したように、歐陽徳の門人に胡宗憲と阮鶚も含まれている。この二人は嚴嵩側に加わった重要な政治人物である（『明史』巻二百五にある二人の伝を参照）から、このことも嚴嵩の時代に陽明学派に有利に働いたであろう。

<sup>71</sup> 『世廟識餘録』巻二十一

戊午歲、太僕少卿何遷自南京來、復推階爲主盟、仍爲靈濟宮之會。乃遷名位未可恃、號召諸少年多無應者。

<sup>72</sup> 『万曆野獲編』巻二、「講学見絀」

聶雙江豹道學重望、徐文貞力薦居本兵。…比世宗上賓、文貞柄國、湛・聶俱得恩贈加等。…王龍溪位止郎署、且坐考察斥不得復官、故文貞不能爲之地。即隆慶初元起廢、亦不敢及之、第爲廣揚其光價耳。

<sup>73</sup> 『王畿集』巻十五、「跋徐存齋師相教言」。

<sup>74</sup> 『明代職官年表』。

<sup>75</sup> 『貽安堂集』卷十、「明光祿大夫柱國少師兼太子太師吏部尚書中極殿大學士贈太師諡文定石鹿李公暨配一品夫人徐氏墓誌銘」。

<sup>76</sup> 何心隱の生涯について、筆者は容肇祖「何心隱及其思想」（容肇祖『容肇祖集』、齊魯書社、1989年、335 - 388頁）を参照した。耿定向は嘉靖三十五年の進士、『明儒學案』で泰州学派に入れられているが、はっきりとした師承は記されていない（卷三十五、「泰州學案四・恭簡耿天台先生定向）。彼の徐階との関係について、弟子の焦竑は『澹園集』卷三十三、「資德大夫正治上卿總督倉場戶部尚書贈太子少保諡恭簡天台耿先生行狀」で

當是時、文貞以理學名卿首揆席、設簾待賢、下及管庫、視先生不啻天符人瑞。

と述べている。何心隱との交際については、耿定向が自ら撰した何心隱の伝記で述べている。

『耿天台先生文集』卷十六、「里中三異伝」

嘉靖庚申歲也、余時官北臺。狂匿程君邸。即同里士紳避不見、間從比部羅汝芳氏游。余故與程・羅兩君交善、時相往反、因晤之。聆其言、貌若癡狂、然間出語有中吾衷者。…無何程因丞卒於京邸、予有西夏之命、狂移館別邸。從之游者、諸方技及無賴游食者咸集焉。余頗行、謂之曰、子慎所與哉。應曰、萬物皆備于我、我何擇也。尋分宜子爲言官論敗、或曰狂有力焉。

この記述は、何心隱が嚴嵩の失脚に関与したことも仄めかしている。

<sup>77</sup> 前注で引用した『耿天台先生文集』の文を参照。

<sup>78</sup> 『万曆野獲編』卷八、「計陷」

夏死後十四年、爲壬戌歲、嚴氏敗、亦由術士藍道行扶乩傳仙語、稱嵩奸而階忠、上元不誅而待上誅。時皆云徐華亭實使之。

『明儒學案』も、嚴嵩の失脚は徐階の計略によるものという説を採っている。卷三十七、「南中王門學案三・文貞徐存齋先生階」

先生之去分宜、誠有功于天下、然純以機巧用事。

『皇明補世編』卷五では、藍道行は世宗と嚴嵩を離反させた後、すぐに徐階に知らせ、徐階はその夜の内に御史の鄒應龍に嚴嵩を弾劾させたと記されている。

有術者藍道行…密以告階、階恐稍遲則聖意解、半夜即遣人邀御史鄒應龍具疏劾嵩父子、詰朝上之。

<sup>79</sup> 『耿天台先生全書』卷八、「觀生紀」嘉靖三十九年

時詮政濁亂、余上疏彈太宰、及以賄進者、語侵要人。要人側目、日夕遣邏卒在門、伺余動靜。なお、翌嘉靖四十年には、以下のような記録が見られる。

時分宜柄國、凡直指使者、御命出都、必加幣燕之、且致餼焉。直指使者至所部、則刮取贖金報謝、以數百計、甚至以千計者。余…乃第爲奏記、說以古義、而侑以帛二疋、果一囊將意焉。乃分宜得余書、嘆賞不置、報書致感謝意甚殷也。嗣余又說之曰、相公秉國、當爲天下求士。因薦二人。其一即江陵、曰、此他日可以託國者。其一爲羅維德、曰、此閣下里中人、有厚德、

---

異日不相負者。尋分宜敗時、諸蠅附者咸解體、惟德獨憐而朝夕存省之。分宜嗟嘆曰、吾識公晚矣。憶耿公會謂我、耿公聖人乎。

嚴嵩にろくな贈り物をせず、しかも嚴嵩を戒めた耿定向に、嚴嵩は手紙を寄せて厚い感謝の意を述べたと、耿定向は自ら記している。そしてこれに続いて耿定向は張居正と羅汝芳を嚴嵩に推薦したという。やや不思議に見えるが、「觀生紀」の嘉靖三十九年の記録に

江陵謂我曰、我能忘人、人自忘我。危疑中持一忘字、要矣。余深有契乎其言也。

とあるように、耿定向は嚴嵩に睨まれてから、張居正の助言を受け入れて嚴嵩に対する態度を変えたのであろう。一連のことから、耿定向・張居正そして羅汝芳ら徐階傘下の者たちは、嚴嵩に反感を抱いても我慢を重ね、不意打ちを掛けて失脚させるまで、嚴嵩と表面上の良好な関係を維持しようとしたことを読み取れる。羅汝芳も嚴嵩に賄賂を贈らずに後者の不興を買い、そして官を辞することで不満を示そうとしたが、徐階に阻止されたという。『盱壇直詮』下巻

嘉靖丙辰、師入覲、秩亦垂滿矣。時分宜當國、政以賄成。師弊例悉罷、行李蕭然、識者括目。嚴雖不悅、然以薦剡籍籍也、乃托其婿袁工部者邀師一見、則臺省可得。師曰有命、竟不往。久之、擢刑部主事。適聞古冲李太宰以誣獲罪、欲棄官歸、具疏終養。座主存齋徐公力止之、乃已。

徐階本人に至っては、倭寇からの避難を名目にしてわざわざ戸籍を嚴嵩の原籍地である江西の南昌に移し、そして孫娘を嚴嵩の子・嚴世蕃に嫁がせるなどのことで嚴嵩の歓心を買おうとした（『穀山筆塵』巻四、「分宜相嵩既殺貴溪」条および『万曆野獲編』巻八、「嚴東樓」条を参照）。また以上の引用に、賄賂を贈らなかった耿定向や羅汝芳を嚴嵩が籠絡しようとしたとあるように、嚴嵩には権力を笠に横暴さを極めることと同時に、将来有望な人物に進んで接近する一面もある。

<sup>80</sup> 顔山農の活動を簡略に述べたものとしては、『顔鈞集』の黄宣民による「前言」がある。その宗教的な修業法については、例えば王汎森「明代心学家的社会角色——以顔鈞的「急救心火」為例」（同氏『晚明清初思想十論』、復旦大学出版社、2004年）を参照。鄧志峰は顔鈞の修業法を仏教と道教由来の「気功」とし、その思想は儒学化した民間宗教としている。同氏『王学与晚明的師道復興運動』227 - 230頁を参照。

<sup>81</sup> 『顔鈞集』巻三、「自伝」

又被近溪令太湖、入覲。忽遇江東門、苦扳同早程、敘間闊、鐸不忍堅拒、隨至北畿。時徐少湖名階、爲輔相、邀鐸主會天下來覲官員三百五十員於靈濟宮三日。越七日、又邀鐸陪赴會試舉人七百士、亦洞講三日。如此際會、兩次溢動、湖公喜、信私邀鐸與近溪、吉陽盡日傾究。

注60で言及したように、顔山農によれば、徐階の講会に招かれたのは嘉靖三十五年のことである。

<sup>82</sup> 『顔鈞集』巻三、「自伝」

---

時在甲辰秋、聚同年若干、京仕若干、倡會九月、招來信從者若譚綸・陳大賓・王之誥・鄒應龍等四十七人。

<sup>83</sup> 張舜徽主編『張居正集』（湖北人民出版社、1994年）卷三十八、「書胡氏先訓卷」。

<sup>84</sup> 例えば『年譜』「付録一」の嘉靖十三年条にある衢州府の例、嘉靖二十一年条にある青田県の例を参照。

<sup>85</sup> 例えば嘉靖二十八年に王畿、錢徳洪が寧国府で行った会合は、参加者が二百三十人に達したという。呉震『明代知識界講学活動系年』150 - 151頁を参照。また、鄒守益は南京国子監祭酒の職を解かれて帰郷してから、一府の士大夫を合わせた大会合を組織したことは、『年譜』「付録一」の嘉靖十三年条に記されている。

<sup>86</sup> 京都大学学術出版会、2012年。

<sup>87</sup> 同書第三章第一節と第二節（130 - 146ページ）を参照。

<sup>88</sup> 『世経堂集』卷三、「答補閣臣論一」。日付は嘉靖四十四年三月十四日である。

<sup>89</sup> 『明代職官年表』。

<sup>90</sup> 「年譜附録一」嘉靖二十九年

四月、門人呂懐等建大同樓于新泉精舍、設師像、合講會。精舍在南畿崇禮街。…是年、懐與李遂・劉起宗・何遷・余胤緒・呂光洵・歐陽塾・歐陽瑜・王與槐・陸光祖・龐嵩・林烈及諸生數十人、建樓于精舍、設師與甘泉像、爲講會。

<sup>91</sup> 中純夫「尹根壽と陸光祖——中朝間の朱陸問答」（『東洋史研究』第67巻第3号、2008年）を参照。

<sup>92</sup> 注67を参照。また、後に徐階と対立関係にある高拱が首輔となり、徐階に処分を加えようとした際に、徐階の賓客たちは皆逃げ出したが、陸光祖だけが徐階を救おうとしたという。『明史』卷二百二十四卷、「陸光祖伝」

大學士高拱掌吏部、謀傾徐階。階賓客皆避匿、光祖獨爲排解。

<sup>93</sup> 容肇祖「何心隱及其思想」、および『明史』卷二百七、「凌儒伝」を参照。

<sup>94</sup> 何心隱はかつて凌儒への手紙でこのように述べている（容肇祖整理『何心隱集』（中華書局、1960年）卷三、「又上海樓書」）。

樵軸一語、雖達鄙情、然實欲父母謀出樊籠、而爲大道之宗主也。…大道之明、莫明於孔子。而孔子之所以明大道者、亦惟出身於春秋以與國政、於朋友之交信也、何嘗戀戀樊籠。…如謀出身爲隱士、而無補於朝政、是欺君矣。必不敢爲父母設此拙謀。…無非欲父母出身以主朋友之大道、而繼孔子之賢於堯舜者也。

いささか難解であるが、要するに何心隱は凌儒に対し、地方官という「樊籠」から脱出し、「朋友の大道」つまり陽明学者たちの講学に加わることで、「朝政」に関わり得る立場を手に入れようと勧めているのである。何心隱が徐階ら高官と繋がっていたことに鑑みれば、後に凌儒が中央

---

へ昇進したことで、何心隠による斡旋が力を発揮したと推測できる。このことは、何心隠の政治ブローカーとしての一面も伝えている。

<sup>95</sup> 中純夫「徐階研究」を参照。

<sup>96</sup> 『明史』卷二百十三、「張居正伝」

嘉靖二十六年、居正成進士、改庶吉士。日討求國家典故、徐階輩皆器重之。

<sup>97</sup> 『万曆野獲編』卷七、「詞林大拝」および『明史』にある各人の伝記、そして『明代職官年表』を参照。各人の閣臣を務めた年代については『明史』卷一百十、「宰輔年表二」を参照。万曆元年から三十五年までの歴代の首輔は、張居正・張四維・申時行・王家屏・王錫爵・趙志皋・沈一貫・朱賡である。

<sup>98</sup> 『明穆宗実録』卷二十一によれば、陳於陞らが庶吉士に選ばれたのは隆慶二年六月辛巳のことである。また、嘉靖四十一年に申時行らが翰林院の官僚となったのは三月のことであり（『明世宗実録』卷五百七、嘉靖四十一年壬子）、その時の首輔はなお嚴嵩であった。

<sup>99</sup> 『明史』卷二百十三、「張居正伝」

階代嵩首輔、傾心委居正。世宗崩、階草遺詔、引與共謀。尋遷禮部右侍郎兼翰林院學士。月餘、與裕邸故講官陳以勤俱入閣、而居正爲吏部左侍郎兼東閣大學士。

<sup>100</sup> 王曉昕、李学友編『王学之魂』、貴州民族出版社、2005年、193 - 208頁。

<sup>101</sup> 張居正と耿定向は郷里も近かったため、特に親しかった。二人の関係については、中純夫「耿定向と張居正」（『東洋史研究』第53巻第1号、1994年）を参照。

<sup>102</sup> 『張居正集』卷二十二、「答南司成屠平石論爲学」

夫昔之爲同志者、僕亦嘗周旋其間、聽其議論矣。然窺其微處、則皆以聚黨賈譽、行徑捷舉、所稱道德之說、虛而無當。

張居正が講学を弾圧したのは、言論を統制し、権力を首輔へ集中させるためである。書院に対する取り締まりなど張居正による講学弾圧の具体的な状況については、例えば中純夫「張居正と講学」（『富山大学教養部紀要 人文・社会科学篇』第25巻第1号、1992年）を参照。

<sup>103</sup> 『明神宗実録』卷一百五十五、万曆十二年十一月庚寅

庚寅、准王守仁・陳獻章・胡居仁從祀學宮。…御史詹事講上言、…臣欲陛下大奮乾斷、爲斯文主、將王守仁・陳獻章從祀。下禮部議、部請敕多官詳議以聞、而議者襍舉多端、於守仁猶訾詆。部議獨祀胡居仁。…於是申時行等迺言、彼訾詆守仁・獻章者、謂其各立門戶、必離經叛聖、如佛老莊列之徒而後可。若守仁言致知出於大學、言良知本於孟子、獻章主靜沿於宋儒周敦頤・程顥、皆祖述經訓、羽翼聖真、豈其自創一門戶耶。謂其禪家宗旨、必外倫理、遺世務而後可。今孝友如獻章、出處如獻章、而謂之禪、可乎。氣節如守仁、文章如守仁、功業如守仁、而謂之禪、可乎。

<sup>104</sup> 『万曆野獲編』卷二十四、「書院」

---

今上初政、江陵公痛恨講學、立意翦抑、…遂遍行天下拆毀、其威令之行、峻於世廟。江陵敗而建白者力攻、亦以此爲權相大罪之一、請盡行修復。…近年理學再盛、爭以臯比相高、書院聿興、不減往日。

<sup>105</sup> 『続藏書』卷十二、「太師張文忠公」。

<sup>106</sup> 『穀山筆塵』卷四。

<sup>107</sup> 徐儒宗編校整理『羅洪先集』（鳳凰出版社、2007年）卷六、「答王龍溪」（第二通）。吳震によれば、ここで羅洪先のいう「韶州之行」は、嘉靖二十七年に王畿と錢德洪が江西へ出かけたことを指しているようである。同じ年に錢德洪は韶州の知府、そして王陽明の弟子でもあった陳大倫に招かれて明経書院で講学したことがあり、「豹穀」とはつまりこの陳大倫のことであるかもしれないという。同氏『明代知識界講学活動系年』164頁注①を参照。

<sup>108</sup> これはもともと『孟子』に見える言葉である。『孟子』、「滕文公下」

彭更問曰、後車數十乘、從者數百人、以傳食於諸侯、不以泰乎。

<sup>109</sup> 『国立台湾師範大学歴史学報』第10期、1982年。

<sup>110</sup> 『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」そして『明代職官年表』を参照。

<sup>111</sup> 『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」

時行謝政、特旨用趙志臯・張位、時行所密薦也。光祖言、輔臣當廷推、不當內降。帝命不爲後例。

また、注113を参照。

<sup>112</sup> 『万曆野獲編』卷九、「宰相朝房体制」

陸先爲選郎、見都察院三堂、長揖不跪、彼此爭禮、不勝而屈。後爲少宰、勒庶吉士避道、至遭阿罵。

<sup>113</sup> 『万曆野獲編』卷九、「太宰推內閣」

今上辛卯、申吳縣謝事、中旨用趙蘭谿・張新建二公入閣、實申所揭薦也。時陸莊簡新入領銓、特疏諍之、謂斜封墨敕、乃季世亂政、況輔弼近臣無夜半傳出之例、漸不可長。其詞甚峻、上優容答之。比有旨再推閣臣、則銓臣爲政。陸於會推疏中列堪任者數人、以己名居首、俱人望也。疏久不下、上忽批云、卿向有疏欲復會推舊制、今果卿居首、足見請推之意。陸惶恐謝不敢、遂閉門請罷。給事中喬胤、承風旨劾之、見逐矣。…迨晚節熱中揆地、遂爲聖主所誚。

<sup>114</sup> 『明史』卷二百二十四、「陸光祖伝」。

<sup>115</sup> 林麗月「閣部衝突与明万曆朝の党争」（『国立台湾師範大学歴史学報』第10期、1982年）。

<sup>116</sup> 『顧端文公年譜』万曆二十一年七月。

<sup>117</sup> 『明儒学案』卷五十九、「東林学案二・御史錢啓新先生一本」

東林書院成、與顧端文分主講席。

<sup>118</sup> 『万曆疏鈔』卷四、「敬陳論相大義以正朝綱疏」。日付は万曆十九年九月。

---

<sup>119</sup> 林麗月「李三才与東林党」（『国立台湾師範大学歴史学報』第9期、1981年）、および小野和子『明季党社考——東林党と復社』（同朋舎、1996年）318 - 320 ページを参照。

<sup>120</sup> 『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」

元標自還朝以來、不爲危言激論、與物無猜。然小人以其東林也、猶忌之。

そして『東林点将録』・『東林籍貫』・『東林同志録』・『東林朋党録』などの東林党人の名簿には、いずれも鄒元標の名前が入っている。

<sup>121</sup> 『明儒学案』卷二十三、「江右王門学案八・忠介鄒南皋先生元標」。

<sup>122</sup> 小野和子『明季党社考——東林党と復社』261 - 262 ページを参照。

<sup>123</sup> 『明史』卷二百二十九、「吳中行伝」

萬曆五年、居正遭父喪、奪情視事。御史曾士楚、吏科都給事中陳三謨倡疏奏留、舉朝和之、中行獨憤。…居正怒、…遂杖中行等四人。明日、進士鄒元標疏爭、亦廷杖。五人者、直聲震天下。

また、『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」を参照。

<sup>124</sup> 『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」

文選缺員外郎、尚書宋纁請用元標、久不獲命、纁連疏趣之。…帝怒、詰責纁、…而調元標南京。…元標居南京三年、移疾歸。…里居講學、從游者日衆、名高天下。

『明史』卷二百四十四、「宋纁伝」

會文選員外郎缺官、纁擬起鄒元標。奏不下、再疏趣之。大學士申時行遂擬旨切責、斥元標南京。

<sup>125</sup> 『明儒学案』卷五十八、「東林学案一・端文顧涇陽先生憲成」

適鄒忠介請去、婁江言文書房傳旨放去。先生曰、不然。若放去果是、相國宜成皇上之是、該部宜成相國之是。若放去爲非、相國不宜成皇上之非、該部不宜成相國之非。婁江語塞。

<sup>126</sup> 『明史』卷二百四十四、「宋纁伝」

吏部尚書楊巍年老求去、…卒以纁代之。巍在部、不能止吏奸、且遇事輒請命政府。纁絕請寄、獎廉抑貪、罪黜吏百餘人、於執政一無所關白。

宋纁の後任が陸光祖である。

<sup>127</sup> 『明史』卷二百四十三、「鄒元標伝」。

<sup>128</sup> 小野和子『明季党社考——東林党と復社』345 - 347 ページを参照。

<sup>129</sup> 小野和子『明季党社考——東林党と復社』252 - 254 ページを参照。明道書院の創設には、東林派の史孟麟・張納陸などが関わった。

<sup>130</sup> 小野和子『明季党社考——東林党と復社』263 - 264 ページを参照。



---

<sup>131</sup> 王時槐は吉安府安福県の人、『明儒学案』では江右王門に列せられている（巻二十、「江右王門学案五・太常王塘南先生元時槐」）。銭明氏は彼を万暦年間における江西の講学運動のリーダーとしている。同氏『王陽明及其学派論考』505 - 506 頁を参照。

<sup>132</sup> 『明儒学案』巻十六、「江右王門学案一・文莊鄒東廓先生守益附孫徳泳」。

<sup>133</sup> 『劉招君全集』巻八、「南太常寺卿塘南王公行略」。

<sup>134</sup> 『明儒学案』巻二十一、「江右王門學案六・徴君劉瀘瀟先生元卿」  
先生惡釋氏、即平生所最信服者天臺・塘南、亦不輕相附和。

<sup>135</sup> 『明史』巻二百八十三、「劉元卿伝」  
明年會試、對策極陳時弊、主者不敢錄。張居正聞而大怒、下所司申飭、且令人密詞之、其人反以情告、乃獲免。

<sup>136</sup> 『明史』巻二百十八、「申時行伝」  
時行連請建儲。…帝猶豫久之、下詔曰、…若明歲廷臣不復瀆擾、當以後年冊立、否則俟皇長子十五歲舉行。時行因戒廷臣毋激擾。明年八月、工部主事張有徳請具冊立儀注。帝怒、命展期一年。而内閣中亦有疏入。時行方在告、次輔國首列時行名。時行密上封事言、臣方在告、初不預知。冊立之事、聖意已定。有徳不諳大計、惟宸斷親裁、勿因小臣妨大典。於是給事中羅大紘劾時行、謂陽附羣臣之議以請立、而陰緩其事以内交。中書黃正賓復論時行排陷同官、巧避首事之罪。二人皆被黜責、御史鄒徳泳疏復上、時行力求罷。詔馳驛歸。

神宗の長子、つまり後の光宗を太子に立てることは、東林派などが神宗に強く求めていたことである。しかし神宗は鄭貴妃を寵愛する故に、その子、つまり後の福王に天子の位を継がせることを目論み、光宗を正式に太子に立てることを長らく拒否した。これで神宗と官僚たちとの対立が起こり、内閣はこの問題で天子からの圧力に屈するたびに東林派からの激しい非難を浴びた。

<sup>137</sup> 『明儒学案』巻五十九、「東林学案二・御史銭啓新先生一本」  
先生之學、得之王塘南者居多。

<sup>138</sup> 銭明『王陽明及其学派論考』506 - 509 頁を参照。

<sup>139</sup> 小野和子『明季党社考——東林党と復社』258 - 260 ページを参照。方学漸は耿定向の弟・耿定理などに学んだことがあり、『明儒学案』では泰州学派に列せられている（巻三十五、「泰州学案四・明経方本菴先生学漸」）。

<sup>140</sup> 小野和子『明季党社考——東林党と復社』260 ページを参照。小野氏が紹介しているように、この方大鎮は王良・羅汝芳そして顧憲成の三人、つまり陽明派と東林派を同時に郷里で祀るよう請ったことがある。

<sup>141</sup> 小野和子『明季党社考——東林党と復社』395 ページ、483 ページを参照。

<sup>142</sup> 『明史』巻二百二十一、「耿定向伝」。

<sup>143</sup> 『耿天台先生文集』巻六、「戊寅答張江陵」

---

茲閣下所遭、與伊尹異時而同任者、安可拘攣於格式、而膠紐於故常哉。乃茲諸議紛紛、是此學不明故耳。

『明儒学案』卷三十五、「泰州学案四・恭簡耿天臺先生定向」はこの手紙の内容について而江陵奪情、先生致書、比之伊尹之覺處以天下自任者、不得不冒天下非議、其諫奪情者、此學不明故耳。

と述べている。

<sup>144</sup> 『耿天台先生全書』卷八、「觀生紀」万曆六年

是歲、本省兩台奏薦、服闕起、以原職提督軍務、巡撫福建地方。

『張居正集』卷二十五、「答福建巡撫耿楚侗」

借重閩中、已及三載。

『張居正集』卷二十四、「答福建巡撫耿楚侗」（第一通）

丈地畝、清浮糧、爲閩人立經久計、須詳審精覈、不宜草草。各經委正官朝覲畢、即促之赴任。耿定向によれば、当初彼は赴任するのを躊躇し、そして赴任した後にも任を離れようとした。

『耿天台先生文集』卷四、「与劉養旦」の第二首

弟昨歲被命、老親萬分不能舍、弟意亦矢志矣。…不得已之任、今踰年矣。鬱鬱無聊耐、茲欲遂初志、想當路者不曰、而薄外則是避難、則是爲名高也。弟以是不敢即言去、進退誠維谷也。

張居正に反対する声が高まると、耿定向も張居正を忌避するようになったが、結局は敢えて張居正から恨みを買うようなこともできず、嫌々ながらも張居正の意向に従った。結局福建巡撫の在任中に父が亡くなったため、耿定向は丁憂のために帰郷し、そして張居正が死ぬまで政界に復帰しなかった。詳しくは、左東嶺『王学与中晚明士人心態』（人民文学出版社、2000年）515 - 518頁を参照。ここから、耿定向の日和見主義者としての一面がはっきりと見て取れる。

<sup>145</sup> 『耿天台先生文集』卷四、「与劉養旦」の第四首

江陵公半生勤勞、一旦掃盡、原本學術毫釐之差、兄言之誠是。…渠遂深信韓非之論爲確、引用群小、一二邪佞、娟嫉其間、即義河與弟俱疏遠、不能進片語。

日付は壬午、つまり万曆十年である。ここで耿定向は、張居正の存命中に自分自身はすでに遠ざけられたともいっている。

<sup>146</sup> 事件は南京都察院の御史・王藩臣が弾劾を行った後に、耿定向に報告しなかったことに端を發した。耿定向はこれを機に王藩臣を弾劾し、そして御史に速やかな報告を求め、薛敷教ら言官の自由な政治批判を擁護する東林派の人々と対立した。詳細は、小野和子『明季党社考——東林党と復社』186 - 191ページを参照。顧允成は「客問」（『小弁齋偶存』卷五）において

方今將順當事之徒、類不乏人、未有若公之巧而文者。

---

と、耿定向の行為を首輔の申時行に媚を売るものとして批判している。これは薛敷教が耿定向を弾劾する上疏で閣臣の申時行と許国も批判し、これを受けて申時行が耿定向と同様な立場を表明したからである。『明史』卷二百三十一、「薛敷教伝」を参照。

<sup>147</sup> 『王畿集』卷十二、「与沈宗顔」の第一通。

<sup>148</sup> この手紙は沈懋学という人物へのものであり、冒頭に

頃見題名、大對第一、可爲盛朝得人之賀。

とある。『明史』卷二百十六、「沈懋学伝」によれば、沈懋学が状元となったのは万暦五年のことであり、ちょうど張居正の奪情事件が起こった時期に当たる。この事件で張居正を弾劾した吳中行・趙用賢などを、沈懋学が田一儁・趙志皋とともに上疏して救おうとしたと、『明史』卷二百十六、「田一儁伝」は記している。趙志皋が陽明学者であることについては、注 150 を参照。またこの事件で、王錫爵が翰林院の官僚たちを率いて、張居正に対し吳中行らに廷杖の刑を加えないよう懇願したことは、『明史』卷二百十八、「王錫爵伝」に記されている。王畿がこの時期に一部の翰林院の官僚たちと繋がっていたことについては後述する。また、陽明学者の鄒元標が吳中行らに同調して廷杖を受けたことについては、注 123 を参照。王畿のこの手紙は、このような情勢を受けて書かれたものである。

<sup>149</sup> 『王畿集』卷十一、「与張陽和」（第二通）・「与朱金庭」・「与趙潔陽」。この三人が当時翰林院に務めていたことは、『明史』にある各人の伝記から確認できる。

<sup>150</sup> 王畿は三人への手紙において、いずれも陽明学についての議論をしている。張元忭は『明儒学案』で浙中王門に列せられており（卷十五、「浙中王門学案五・侍讀張陽和先生元忭」）、しかもそもそも王畿の学生であった。趙志皋は生員だった頃に「蘭西会」という陽明学者の組織を立ち上げたことがあり（『年譜』「付録一」嘉靖十三年条を参照）、しかも王畿の手紙によれば、彼は北京で耿定向などと講会を開いており、本物の陽明学者と見てよいであろう。朱賡については、王畿は詩と書道に即して陽明学を解説しているから、陽明学寄りではあるもののさほど深い理解がなかったと思われる。

<sup>151</sup> 前注を参照。

<sup>152</sup> 『自反録』（『顧端文公遺書』に収録）

有客問於先生曰、…客曰、漕撫之可重、…不特以其能御權閹、而以其能御權相。至其御權相也、又不特知（如？）喬道長所云木偶蘭溪・四明、嬰兒山陰・新建而已、乃在遏婁江之出耳。

<sup>153</sup> 『内閣奏題稿』卷一、「題正人心定国是」。

<sup>154</sup> 『明史』卷二百十九、「張位伝」

久之、以申時行薦、拜吏部左侍郎兼東閣大學士、與趙志皋並命。…位與志皋相厚善。志皋衰、位精悍敢任、政事多所裁決。時黜陟權盡還吏部、政府不得侵撓。位深憾之、事多掣其肘。以故孫鑰・陳有年・孫丕揚・蔡國珍皆不安其位而去。

155 小野和子『明季党社考——東林党と復社』302 - 303 ページを参照。

156 『明史』卷二百十九、「張位伝」

頃之、日本封事壞、位力薦參政楊鎬才、請付以朝鮮軍務。…已而贊畫主事丁應泰劾楊鎬喪師、言位與鎬密書往來、朋黨欺罔、鎬拔擢由賄位得之。帝怒下廷議。位惶恐奏辨、帝猶慰留。給事中趙完璧、徐觀瀾復交章論。

157 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」

焦竑、字弱侯、江寧人。爲諸生、有盛名。從督學御史耿定向學、復質疑於羅汝芳。舉嘉靖四十三年鄉試、下第還。定向遴十四郡名士讀書崇正書院、以竑爲之長。及定向里居、復往從之。なお、焦竑についての詳細な研究として、劉海濱氏の著書『焦竑与晚明会通思潮』（華東師範大学出版社、2010年）を挙げる事ができる。

158 『明儒学案』卷三十五、「泰州学案四・文端焦澹園先生竑」。

159 例えば馮夢禎『快雪堂集』卷三十二、「与焦弱侯」に

門下他日作相、風度可卜矣、敢不爲吾道幸。

とある。

160 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」。

161 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」。『万曆野獲編』は、この書物が実際に光宗に進呈されたような記述の仕方をしている。次の注を参照。

162 『万曆野獲編』卷二十五、「呂焦二書」。

乙未丙申間、焦弱侯竑爲皇長子講官、撰養正圖說進之東朝、而同事者不及聞。時郭明龍爲講員之首、已不悅之極。既而徽州人所刻、梨棗既精工、其畫像又出新安名士丁南羽之手、更飛動如生、京師珍爲奇貨。大璫陳矩購得數部以呈上覽、於是物議哄然、而張新建相公與郭江夏尤怒甚、謂焦且將由他途大用。丁酉、焦又不幸承乏典試、遂借闈事摭拾之、調外去。

163 『明儒学案』卷三十五、「泰州学案四・文端焦澹園先生竑」

丁酉主順天試、先生以陪推點用、素爲新建所不喜、原推者復搆之、給事中項應祥・曹大威糾其所取險怪、…謫福寧州同知。

この事件について、焦竑は自ら

徒以虛名過實、下召疾於同曹、而木彊履方、上不能曲媚於時宰。偶科場之役、爲主上越次點用、兩人者遂合謀傾之。科臣受其指嗾、不復加察。

と述べている（『澹園集』卷十三、「与李儀部」）。「兩人」はつまり張位と郭正域である。

164 『明史』卷二百八十八、「焦竑伝」

竑博極羣書、自經史至稗官・雜說、無不淹貫。善爲古文、典正馴雅、卓然名家。

165 『明史』卷二百十八、「沈一貫伝」

---

王錫爵・趙志臯・張位同居內閣、復有旨推舉閣臣。…一貫家居久、故有清望、閣臣又力薦之。乃詔以尚書兼東閣大學士、與陳于陞同入閣預機務、命行人即家起焉。

<sup>166</sup> 『明史』卷二百十八、「沈一貫伝」。

<sup>167</sup> 『明史』卷二百十八、「沈一貫伝」

一貫素忌鯉、鯉亦自以講筵受主眷、非由一貫進、不爲下、二人漸不相能。禮部侍郎郭正域以文章氣節著、鯉甚重之。都御史溫純・吏部侍郎楊時喬皆以清嚴自持相標置、一貫不善也。…由是益惡正域并惡鯉及純・時喬等、而黨論漸興。浙人與公論忤、由一貫始。

沈鯉は沈一貫内閣において、鉅税に反対を貫いた唯一の閣臣であり、しかもこの問題で李三才ら東林派の官僚とも連動していた。小野和子『明季党社考——東林党と復社』305 - 309 ページを参照。

<sup>168</sup> 李贄の生涯については、林海樞『李贄年譜考略』（福建人民出版社、1992年）がもっとも詳細に考証している。詩文の編年もなされている。

<sup>169</sup> 『明儒学案』卷三十五、「泰州学案四・恭簡耿天臺先生定向」

先生因李卓吾鼓倡狂禪、學者靡然從風、故每每以實地爲主、苦口匡救。

<sup>170</sup> 『日知録』卷十八、「李贄」

自古以來、小人之無忌憚而敢於叛聖人者、莫甚於李贄。

<sup>171</sup> 『明神宗実録』卷三百六十九、万曆三十年閏二月乙卯

禮科都給事中張問達疏劾李贄壯歲爲官、晚年削髮、近又刻藏書・焚書・卓吾大德等書、流行海內、惑亂人心。以呂不韋・李園爲智謀、以李斯爲才力、以馮道爲吏隱、以卓文君爲善擇佳偶、以司馬光論桑弘羊欺武帝爲可笑、以秦始皇爲千古一帝、以孔子之是非爲不足據、狂誕悖戾、未易枚舉。大都刺謬不經、不可不燬者也。

これに対する神宗の処理意見は

李贄敢倡亂道、惑世誣民、便令廠衛五城、嚴拿治罪。其書籍已刊未刊者、令所在官司盡搗燒毀、不許存留。如有徒黨曲庇私藏、該科及各有司訪參奏來、並治罪。

となっている。

<sup>172</sup> 李贄の思想については、島田虔次『中国における近代思惟の挫折』（筑摩書房、1970年）第三章「李卓吾」（161 - 229 ページ）、そして溝口雄三『中国前近代思想の屈折と展開』（東京大学出版会、1980年）上論第一章「明末を生きた李卓吾」（53 - 125 ページ）などが詳しく考察している。

<sup>173</sup> 例えば『焚書』卷一、「答鄧明府」（第一通）に

然何公布衣之傑也、…江陵宰相之傑也、…二老者皆吾師也。

との評論がある。

---

<sup>174</sup> 『焚書』卷二、「書晋川翁寿卷後」。「晋川翁」とはつまり劉東星のことである。この文の始めに

此余丙申中坪上筆也。

とあり、「丙申」つまり万曆二十四年に劉東星の為に「寿卷」を書いたことを述べている。そして引用した部分では入閣したらこの寿卷を持って閣臣たちに訊ねるようになっているが、寿卷の内容が残っていないため、どのようなことが書かれたかは確定できない。

<sup>175</sup> 『明代職官年表』。

<sup>176</sup> 『焚書』卷二、「復晋川翁書」。

<sup>177</sup> 『明夷待訪録』、「学校」。

<sup>178</sup> 『明夷待訪録』、「原君」。

<sup>179</sup> 『万曆野獲編』卷二十七、「二大教主」。「書を著して四明相公を醜詆」する云々は、林海樞の考証（『李贄年譜考略』417頁）によれば、『続焚書』巻一に収録されている「復焦弱侯」という手紙を指しているという。この手紙で李贄は、張位と沈一貫が楊鎬との繋がりで弾劾を受けたことについて、喜びを表明している。しかしこれは手紙であり「書」ではない上、沈一貫をも直接攻撃していない。書物を書いて沈一貫を中傷したというのはやはりデマであろう。

<sup>180</sup> 『万曆野獲編』卷十、「黄慎軒之逐」。

<sup>181</sup> 『歇菴集』卷十一、「与周海門先生」の第五通

此間舊有學會、趙太常・黄宮庶・左柱史主之、王太行繼至、頗稱濟濟。而旁觀者指目爲異學、深見忌嫉。然不虞其禍乃發於卓老也。

李贄の死因については諸説があり、『万曆野獲編』の二説のほか、なお耿定向の弟子である蔡毅中という人物による報復、そして李贄と交遊のあった麻城県出身の官僚・梅国禎とほかの麻城県出身の官僚たちとの争いに巻き込まれた、などの見方がある。しかし、もっとも信憑性が高いのは、やはり『万曆野獲編』の第二説である。劉海浜『焦竑与晚明会通思潮』130頁、および林海樞『李贄年譜考略』398 - 399頁・416 - 417頁・424頁を参照。

<sup>182</sup> 『明儒学案』卷三十六、「泰州学案五・文簡陶石簣先生望齡」。

<sup>183</sup> この結社の名称は「蒲桃社」、或いは「葡萄社」である。何宗美の考証によれば、そのメンバーは数十人に及び、活動の内容は禅・『易』・『莊子』そして文学をめぐる討論を含む。同氏『公安派結社考論』（重慶出版社、2005年）112 - 152頁を参照。

<sup>184</sup> 『明史』卷二百八十八、「黄輝伝」

時同館中、詩文推陶望齡、書畫推董其昌、輝詩及書與齊名。

<sup>185</sup> 注181に引く『歇菴集』の文を参照。

<sup>186</sup> 事件の経緯は、『明史紀事本末』卷六十七、「争国本」にまとめられている。これは太子冊立の問題をめぐる事件であり、万曆二十六年に類似した事件がすでに起こっていた。万曆三十一

年の十一月に北京で「続憂危竝議」というタイトルのビラが大量に現れた。その内容は、神宗の長子、後の光宗はすでに太子に立てられていたものの、神宗と鄭貴妃がなお彼を廃して鄭貴妃の子を太子にしようとしており、そして閣臣の沈一貫と朱賡を始めとする一部の官僚が神宗と鄭貴妃の目論みに加担しているというものである。ビラの作者が確定できない状況の中で、首輔の沈一貫は自らと対立していた次輔の沈鯉および沈鯉側の郭正域を事件の首謀者に仕立てようと画策し、沈鯉と郭正域周辺の多くの人物も捜査で巻き込まれたが、結局沈一貫の陰謀は成功せず、皦生光という元生員の詐欺師を犯人に仕立てることで事件は収束した。ビラが「続憂危竝議」と題されたのは、万暦二十六年の事件の際のビラに「憂危竝議」というタイトルが付けられていたからである。

<sup>187</sup> 『明儒学案』卷三十六、「文簡陶石簣先生望齡」

妖書之役、四明欲以之陷歸德・江夏。先生自南中主試至境、造四明之第、責以大義、聲色俱厲。又謂朱山陰曰、魚肉正人、負萬世惡名、我寧・紹將不得比于人數矣。苟委之不救、陶生願棄手板拜疏、與之同死。皆俛首無以應。故沈・郭之得免、巽語者李九我・唐抑所、法語者則先生也。

<sup>188</sup> 『万暦野獲編』二十七、「紫柏禍本」

紫柏老人氣蓋一世、能于機鋒籠罩豪傑、于士大夫中最賞馮開之祭酒・于中甫比部。于即馮禮闈弟子也。紫柏既北遊、適有吳江人沈令譽者、亦其高足也、以醫遊京師且久。值癸卯秋、中甫以故官起家至京、時次揆沈歸德爲于鄉試座師、其時與首揆沈四明正水火、而于於師門最厚。時太倉王吏部罔伯與于同門、日夕出入次揆之門、四明已側目矣。會江夏郭宗伯以楚事劾首揆待命、郭與于同年中莫逆、于之召起、王・郭俱有力焉、因相與過從無間、首揆益不樂。沈令譽因王・于之交、亦得與郭宗伯往還、每衆中大言以市重。適妖書事起、巡城御史康丕揚捕令譽、搜其寓、盡得紫柏、王・于二公手書、入呈御覽、上始疑臣下與遊客交結、併疑江夏矣。…未幾、大獄陡興、諸公竄逐、紫柏竟罹其禍、真定業難逃哉。

<sup>189</sup> 『万暦野獲編』二十七、「紫柏禍本」条は彼が上京した年を万暦二十九年と記しているが、愍山徳清（釈徳清）という僧人が書いた「徑山達観可禪師塔銘」（『愍山老人夢遊集』卷十四）は万暦二十八年としている。そして同文に

師…每歎曰、礦稅不止、則我救世一大負。

とあるから、紫柏達観が北京で政治活動を行っていたことは明らかである。

<sup>190</sup> 万暦三十年に御史の康丕揚が達観を弾劾した際に、彼の李贄との交遊も取り上げて問題にした。『明神宗実録』卷三百七十、万暦三十年三月乙丑

御史康丕揚疏劾僧達観狡黠善辯、工于籠術、動作大氣魄、以動士大夫。…夫盡人咸可說法、何必朝著。深山儘可習靜、安用都門。而必戀戀長安、與縉紳日為伍者、何耶。昨逮問李贄、往在留都、曾與此奴並時倡議。而今一經被逮、一在漏網、恐亦無以服贄心者。

---

<sup>191</sup> 『歌菴集』卷二十、「正紀綱厚風俗疏」。

<sup>192</sup> 『明儒學案』卷三十六、「文簡陶石簣先生望齡」。